

平成18年大洲市議会第1回定例会会議録 第3号

平成18年3月14日（火曜日）

出席議員

1 番 大 野 立 志
2 番 上 田 栄 一
3 番 安 川 哲 生
4 番 福 積 章 男
5 番 山 本 光 明
6 番 西 村 豊
7 番 武 田 雅 司
8 番 中 野 寛 之
9 番 二 宮 淳
10 番 梅 木 良 照
11 番 梶 田 和 美
13 番 水 本 保
14 番 岩 田 忠 義
15 番 宮 本 増 憲
16 番 叶 岡 廣 志
17 番 後 藤 武 薫
18 番 有 友 正 本
19 番 古 野 青 弘
20 番 矢 間 一 義
21 番 向 井 敏 憲
22 番 岡 孝 志
23 番 吉 岡 猛
24 番 清 水 久二博
25 番 田 中 堅太郎
26 番 山 下 勝 利
27 番 中 野 茂 明
28 番 吉 岡 昇 平
29 番 大 野 新 策
30 番 小 泉 紘 文

欠席議員

12 番 村 上 常 雄

出席理事者

市 長 大 森 隆 雄
助 役 首 藤 馨 藏
収 入 役 田 上 隼 藏
総 務 部
部 長 小 泉 勝 明
副部長兼危機管理室長 白 石 隆 壽
副部長兼総務課長 佐 伯 幸 一
人 事 秘 書 課 長 神 元 崇
総 務 課 長 補 佐 篠 原 雅 人
総 務 課 行 政 係 長 往 田 秀 樹
企画財政部
部 長 小 島 健 市
財 政 課 長 松 田 眞
財 政 課 長 補 佐 松 本 一 繁
市民福祉部
部 長 上 村 孝 廣
副部長兼保険環境課長 山 田 一 昭
高 齢 福 祉 課 長 吉 田 直 人
建設農林部
部 長 三 保 禮 三
副部長兼建設第1課長 城 戸 良 一
副部長兼農林水産課長 松 岡 良 明
副部長兼水道課長 口 井 睦 雄
長 浜 支 所
支 所 長 上 川 慶 信
肱 川 支 所
支 所 長 櫻 田 和 明
河 辺 支 所
支 所 長 河 本 治
農業委員会
事 務 局 長 蔵 田 伸 一
教育委員会
委 員 長 岩 田 徳 幸
教 育 長 叶 本 正
教 育 部 長 尾 崎 公 男

公 営 企 業

病 院 長 谷 口 嘉 康
病院事務課長 垣 内 哲

監 査

委 員 藤 川 卓 見

~~~~~

出席事務局職員

事 務 局 長 西 山 隆 夫  
次 長 新 野 武 男  
事務専門員兼調査第1係長 藤 岡 章 男  
調 査 第 2 係 長 新 実 雄  
議 事 係 長 谷 野 秀 明

~~~~~

議事日程

平成18年 3 月14日 午前10時 開 議

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

- 第 1 号議案 平成18年度大洲市一般会計予算
- 第 2 号議案 平成18年度大洲市国民健康保険特別会計予算
- 第 3 号議案 平成18年度大洲市国民健康保険診療所特別会計予算
- 第 4 号議案 平成18年度大洲市老人保健特別会計予算
- 第 5 号議案 平成18年度大洲市介護保険特別会計予算
- 第 6 号議案 平成18年度大洲市介護サービス事業特別会計予算
- 第 7 号議案 平成18年度大洲市簡易水道事業特別会計予算
- 第 8 号議案 平成18年度大洲市港湾施設事業特別会計予算
- 第 9 号議案 平成18年度大洲市土地取得造成特別会計予算
- 第10号議案 平成18年度大洲市土地地区画整理事業特別会計予算
- 第11号議案 平成18年度大洲市住宅新築資

- 金等貸付事業特別会計予算
- 第12号議案 平成18年度大洲市農業集落排水事業特別会計予算
- 第13号議案 平成18年度大洲市公共下水道事業特別会計予算
- 第14号議案 平成18年度大洲市駐車場事業特別会計予算
- 第15号議案 平成18年度大洲市温泉事業特別会計予算
- 第16号議案 平成18年度大洲市商業集積施設管理特別会計予算
- 第17号議案 平成18年度大洲市水道事業会計予算
- 第18号議案 平成18年度大洲市工業用水道事業会計予算
- 第19号議案 平成18年度大洲市病院事業会計予算
- 第20号議案 平成17年度大洲市一般会計補正予算（第 8 号）
- 第21号議案 平成17年度大洲市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 第22号議案 平成17年度大洲市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号）
- 第23号議案 平成17年度大洲市土地取得造成特別会計補正予算（第 1 号）
- 第24号議案 平成17年度大洲市土地地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 第25号議案 平成17年度大洲市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第26号議案 平成17年度大洲市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第27号議案 平成17年度大洲市温泉事業特別会計補正予算（第 3 号）

第28号議案	平成17年度大洲市水道事業会計補正予算（第4号）	の一部改正について
第29号議案	平成17年度大洲市病院事業会計補正予算（第4号）	第45号議案 大洲市毛利記念館条例等の一部改正について
第30号議案	大洲市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の制定について	第46号議案 大洲市総合体育館条例の一部改正について
第31号議案	大洲市職員の修学部分休業に関する条例の制定について	第47号議案 大洲市立保育所条例の一部改正について
第32号議案	大洲市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について	第48号議案 大洲愛育ホーム条例の一部改正について
第33号議案	大洲市一般職の任期付職員の採用に関する条例の制定について	第49号議案 大洲市老人デイサービスセンター条例の一部改正について
第34号議案	大洲市長期継続契約に関する条例の制定について	第50号議案 大洲市身体障害者デイサービスセンター条例の一部改正について
第35号議案	大洲市高齢者地域生活支援事業手数料条例の制定について	第51号議案 大洲市基幹集落センター条例の一部改正について
第36号議案	大洲市障害程度区分審査会の委員の定数を定める条例の制定について	第52号議案 大洲市林業総合センター条例の一部改正について
第37号議案	肱南思ひ出広場条例の制定について	第53号議案 大洲まちの駅条例の一部改正について
第38号議案	大洲市集会所条例の一部改正について	第54号議案 大洲市総合交流拠点施設条例の一部改正について
第39号議案	大洲市報酬及び費用弁償等支給条例の一部改正について	第55号議案 大洲市交流促進センター条例の一部改正について
第40号議案	大洲市の市長等の給与及び議会議長等の報酬の特例に関する条例の一部改正について	第56号議案 河辺ふるさとの宿条例の一部改正について
第41号議案	大洲市職員の給与に関する条例の一部改正について	第57号議案 大洲市農家生活体験屋及び土蔵条例の一部改正について
第42号議案	大洲市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	第58号議案 大洲市普通公園条例の一部改正について
第43号議案	大洲市職員退職手当条例の一部改正について	第59号議案 河辺村出生祝金支給条例の廃止について
第44号議案	大洲市公の施設に係る指定管理者の指定手続に関する条例	第60号議案 市道の路線認定について
		第61号議案 専決処分した事件の報告並びに承認を求めることについて
		第62号議案 大洲市介護保険条例の一部改正について
		（全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問）

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
本日の会議に付した事件
日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 第1号議案～第62号議案
～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前10時00分 開 議

○清水久二博議長 これより本日の会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○清水久二博議長 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○清水久二博議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18番有友正本議員、19番古野青弘議員を指名いたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～
○清水久二博議長 次に、日程第2、第1号議案から第62号議案までの議案62件を一括して議題といたします。

全議案に対する質疑並びに市政全般に対する質問を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

まず、後藤武薫議員の発言を許します。

○17番後藤武薫議員 議長

○清水久二博議長 後藤武薫議員

〔17番 後藤武薫議員 登壇〕

○17番後藤武薫議員 ことしの冬は次々と歴史的な大寒波が日本を襲い、特に日本海側などの豪雪地帯では大勢の死者も出るほどの記録的な大雪となりました。

また、立春を過ぎてもなお豪雪や大雪を警戒する声が日本列島を駆け回っておりました。これは、地球の温暖化の影響なのか、それとも歴史的に繰り返される気象変動なのか、最近の地球環境はどこかおかしいような気がしております。大寒波により春の訪れは例年より大分遅くなってまいりましたが、ここに来てやっと春らしくなってまいりました。しかし、きょうはまた逆戻りで河川敷の菜の花がかわいそうなくらいな寒波となっているようでございます。

それでは、平成18年3月定例会に当たりまして、通告に基づき質問をさせていただきます。

なお、昨日の質問と重複する点が多々あろう

かと思いますが、御答弁のほどよろしく願いを申し上げます。

まず最初に、改めまして市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

昨年は1月の市町村合併に始まり、2月には新市における初代市長選が行われ、激戦を制し大森市長が誕生をされ、新しい大洲市が動き出しました。また、9月には衆議院選挙が行われ、郵政民営化を掲げた自民党が圧勝しました。そして、10月には大洲市議会議員の選挙が行われ、すべてにおいて新体制が整った1年であったかと思います。

この間、大森市長におかれましては、初代のかじ取り役として市民の声に耳を傾け、市民の目線に立った地域間のバランスのとれた市政運営に努めてこられたところであります。

そこで、厳しい経済情勢、地方分権社会システムへ転換する中で、早く一体感をつくり上げながら、それぞれの地域の特性を生かした特色のあるまちづくりを目指していかなくてはならないと思いますが、大森市長におかれましては、2年目の市政運営に当たり今後のかじ取りと抱負についてまずお伺いをいたします。

次に、平成18年度当初予算並びに財政問題についてお伺いいたします。

平成18年度当初予算は、一般会計227億円、特別会計、企業会計、全会計合わせて464億5,981万3,000円となっております。予算編成に当たっては、重点的かつ効率的な配分に努められたことと思います。まず、本市の均衡ある発展と市民生活の向上を目指したものでなければならないと思いますが、どのような方針のもと編成されたのか、お伺いをいたします。

また、収入と支出のバランスですが、三位一体の改革が進む中で、地方交付税と補助金の削減はある程度見通すことができますが、肝心の税源の移譲が見えてきません。このたびの政府の三位一体の第1期改革において、それぞれどれくらいの動きがあるのかわかる範囲でお示し

いただきたいと思います。

また、最終予算規模についてもお伺いをいたします。

それから、財政調整基金と減債基金を合わせて3億898万3,000円投入されていますが、今後6月、9月の補正予算に当たって、取り崩す予定はないのか、お伺いをいたします。

また、年度内の不時の支出に備えるために財源が留保されているのか、現金支出を伴う大規模災害への対応を可能にする財政確保はできているのか、お尋ねをいたします。

また、財政調整基金の18年度末の残高見込みについてもお伺いをいたします。

それから、2月17日、愛媛県当初予算発表によりますと、一般会計3.5%減の6,190億円と5年連続の超緊縮型とのことであります。このことで特に気になるのは県補助金の大幅カットであります。県が補助金をカットしたからといってやめるわけにはいかない事業もあると思いますが、その事業と対応についてお伺いいたします。

最後に、平成17年度と18年度にかけて大洲市総合計画が策定されますが、その中で今後10年間の普通建設事業費など、投資的経費はどれくらいの計画規模になるのか、そのうち合併特例債はどれくらい活用されるおつもりなのか、お伺いをいたします。

次に、行政改革大綱及び集中改革プランについてお伺いいたします。

旧大洲市の行政改革の取り組みは、平成8年に大洲市行政改革大綱を策定、平成11年には新大洲市行政改革大綱を策定して、簡素で効率的な行政の確立に努めてこられたところであります。

しかしながら、現在厳しい経済情勢や少子・高齢化に伴う人口減少時代を目前に控え、地方分権社会システムへ転換するため市町村合併が進み、政府の聖域なき構造改革、官から民へ、国から地方への流れの中、三位一体の改革が

着々と進み具体化をし、まさしく改革の時代を迎えております。

このような中であって、当市でもさらなる行財政改革に取り組まれ、大洲市行政改革大綱並びに集中改革プランを3月末に策定されることであります。少し酷評になるかもしれませんが、これまでの行革大綱について申し上げますと、実現の目標時期が具体的に明示されたり数値目標として公約されたりすることは余りなく、検討するという一つの決まり文句で問題を先送りする確認のようなものであったと思うわけですね。行政改革を語る上で当市の財政状況ですが、平成16年度決算では経常収支比率が91.7%、そのうち人件費が27.9%、公債費比率が20.5%、起債制限比率は13.4%、そして財政調整基金も底をつき始め健全性を失っておる状況であります。

そこでまず、今述べました財政指数が平成17年度ではどれくらいになるのかお示しいただきたいと思います。

また、財政再建が特に今回の行革の緊急の課題と思いますが、行財政改革に対する市長の決意のほどをお伺いいたします。

次に、人件費削減ですが、人事院勧告は各自治体の厳しい財政事情を考慮したものではなく、地方自治体によっては、地方公務員の給与について人事委員会の勧告をそのまま実施するのではなく、知事や市長が組合と交渉し、勧告よりも引き下げる動きが広まっております。この点についてもお考えをお伺いいたします。

また、行財政改革には職員の意識改革が大事であると考えますが、同時に経営感覚の醸成と政策形成能力の向上をどう図っていかれるのか、お伺いをいたします。

また、補助金の見直しですが、平成18年度において各種団体の補助金を一律5%カットとのことであり、また平成19年度においては調査をして原則廃止もとの説明でありましたが、まずは補助金の見直しに当たっては、行政の責任分

野、経費負担のあり方、行政効果を精査の上となっておりますが、内部評価、また外部評価の作業はどのように進められているのか、また進めていかれるつもりか、お伺いをいたします。

当然のことですが、我々議員も分権時代の自治体経営をどう考えるかという視点をしっかりと持ち、スキル向上に邁進していかなければならないと考えております。

次に、自主防災組織についてお伺いいたします。

当市においても、2年連続して大規模な水害を受け、また今後予想されます南海地震に対応するため、自分の地域は自分で守るを基本姿勢に、災害時に各地域で活動する自主防災組織の結成が進められております。現在までに12地域で結成ができたとのことであります。

しかし、現状は各種団体の長などによるいわゆる充て職により、とりあえず形ができたということではないでしょうか。目的は各種災害に対してその災害を未然に防止し、災害の被害を最小限にとどめる、すなわち防災、安全、安心であり、少しでもその効果を高めることであろうと思います。各地域において災害の格差はありますが、まずは形をつくって魂を入れるのごとく、自主性を持って研修会や訓練、避難体制づくりに取り組まなければなりません。

そこで、当市としては今後どのようなバックアップを考えておられるのか、お伺いをいたします。

次に、市立大洲病院についてお伺いいたします。

当市では、市民の皆様から全幅の信頼を寄せていただける医療行政に努めておられるところであります。当大洲病院は、これまで地域の総合医療機関として長年その役割を果たしてこられました。今、市民の声、特に女性の声として耳にするのが、大洲病院での小児科の週1回診療を常日診療にしてもらえないかということです。

現在、当市において欠けているものは、小児医療を24時間体制で入院対応を行い、必要に応じて新生児医療の実施、いわゆる小児救急医療の充実を図ることではないでしょうか。

そこで、市民の皆様さらに安心して誇りを持って御利用いただけるような市民総合病院として、市立大洲病院の小児科の充実を図っていくお考えはないか、お伺いをいたします。

最後になりますが、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合運動公園についてお伺いをいたします。

今回の当初予算において、運動公園の野球場改修事業費、平成18年度から平成19年度で総事業費2億円のうち平成18年度事業費1億1,783万円が計上されております。今、この地域に何が欠けているのか、なぜ魅力がないのか、どう活力をつくり出すのかを考えると、このような整備が進められることは地域のイメージアップにもつながり喜ばしいことであります。

しかし一方では、財政再建を進める中において多額の出費を伴うわけであります。

そこで、今回の野球場改修事業の内容はどのようなものか、このことによって将来展望が持てるのか、費用対効果はどのように考えておられるのか、御見解をお聞かせ願いたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、ただいまの後藤議員さんの御質問に、私の方から最初の政治姿勢と最後にございました広域運動公園の利用の問題について、特に御答弁を申し上げたいというふうに思います。

議員さん御質問中、まちづくりに対する今後のかじ取りと抱負についてでございますが、月

日のたつのは本当に早いものでございまして、一日一日を忙しく過ごしておりまして、早くも就任後2年目になったわけございまして、その間第一義的には市民の皆様の目線に立ってその声に耳を傾けながら、そうして財政健全化に取り組みながら新たな夢のあるまちづくりに挑戦するために、自分なりにこの1年間布石を打ってきたつもりでございます。

ことし一年がはや終わりましたら、早いもので折り返し地点に立つわけございまして、打ってまいりましたこの1年間の布石を糧として、次の石をどう進めていくか、いよいよ具体的に組みんでいかなければならない2年目になったというふうに再認識をしておるところでございます。

新市のまちづくりに対する具体的な考え方ににつきましては、昨日も6名の議員さん方からそれぞれの立場で御質問をいただきました。私の方も誠意を持ってそれぞれお答えをしたつもりでございますが、そのような方向性を持って大洲市総合計画の中にしっかりと今後位置づけてまいりたいと考えておる次第でございます。

これからのかじ取りに当たりましては、住民の皆さん方の思いを十二分に認識いたしまして、日にちがたちまして、本当に合併してよかったなど、なかなか大変だなど、予想以上に自治体というものも大変になったなどというような時期を必ずや迎えるように、また次代を担う子供たちには夢を与えるまちづくりができていくように、この2点を目指して最善を尽くしてまいりましてございます。今後とも職員ともども自覚を新たにして、地方分権と言われる新時代の行政運営に努めながら、地域間競争をぜひとも勝ち抜いてまいりたいというふうに考えておりますので、改めまして議員さん各位の御理解と御協力をお願い申し上げまして、この点のお答えとさせていただきますと思います。

次に、議員さんお尋ねの八幡浜・大洲圏域で持っております平野の野球場、一連の施設の改

修内容と費用対効果について御質問があったわけですが、現在の野球場は皆さん御承知のとおり昭和49年に完成して以来、ほとんど大規模な改修をすることなく施設の老朽化が全体的に進んでおるといのが実態でございます。

今回の改修内容は、まず第一に施設の安全面等の対策といたしまして、地震が最近よく発生するわけですが、これらに対応した球場とし、利用者に対して安全に使っていただくように、この確保を最低限しておこうというものでございます。

もう一つは、高校野球等の公式試合、県予選の試合とかということを前々から関心を持って見ておったんですが、どうも大洲という名前が出てこないものですから、いつも気になっておりました。こんなことを目指して今回、内外野のフェンスがコンクリートが出たままということで危険であるという御判断がありますので、ラバーフェンスの装着をさせてもらうということにいたしました。

それからもう一つは、バックスタンドを改修して、ひじかけまではつきませんが、1,000人以上収容できるような観客席、そして外野に至りましては芝生でございますが、またプラスアルファの観客席、観客の皆さんが見ていただくようにしていこうという目的でございます。

工事につきましては、平成18年度、19年度の2カ年を予定しておりまして、先ほど言われましたように総事業費は総額2億円を見込んでおります。

財源につきましては、合併特例債を活用させていただいて、これは八幡浜市と大洲市で負担する予定でございますが、両者の協議も内々で調ったわけですが、当市の実質的な費用負担としましては実質約7,000万円程度の負担になるような見込みでございます。

次に、一番大事な点でございますが、改修後

の展望はどう考えておるのかという御質問であったわけですが、既に過日公式発表もございましたように、四国アイランドリーグ戦が8月12日、13日の2日間にわたりましてこの大洲球場で開催されることが決定されました。手を加えない今のままの状態で、とにかくやってみましょうという石毛代表の現地を見てもらっての決断によりまして、県内ではもちろん四国4県の中でもニューフェースとしての球場がことし2年目にして大洲球場の登場ということにさせてもらったわけでございます。ぜひとも地域挙げて成功をさせて、今後線香花火で終わらんように定着をさせていきたいというふうに考えておるところでございます。

ちなみに、改修後、来年からは公式戦を3回は組み込んでいただくという話でございますので、新年度に入ったら早速愛媛FCのサッカーのこともございますので、関係機関の皆さんとも取り組みについて、今後の具体的な協議をして、そうして大洲のアピールもしていくようなことに協議を調べていきたいというふうに思っておるところでございます。

これらの一連のことが高校野球の県予選会場、これも県の役員さん方に下見をしてもらったわけですが、認定をいずれしてもらって、平成29年には愛媛県単独での国民体育大会が予定をされておるわけでございます。種目誘致活動にも大洲市としてもこまを進めていきたいというふうに考えております。

今のところ正式に手を挙げて検討、協議をしてもらった種目といたしましては、女子ソフトボール、それからソフトテニス、それから鹿野川ダム湖を利用したボート、この3種目を正式に関係機関を通じて県の方へ上げておるわけでございますが、既に水面下では県下20市町間での争奪戦が始まっておるやに聞いておるわけでございますが、それぞれ議員さん方も長い間にいろんな知恵の持っておられる方がおられると思いますが、どうぞ側面的にそういう方向でバ

ックアップをしていただきたい。行政だけでは
できるものでもございません。これはもうボラ
ンティアの皆さん、地域を挙げての運動にやっ
ぱりしていきませんか、なかなか成就しないこ
とだろうという認識はしておりますので、ぜひ
ひとつこの際お願いをしておきたいというふう
に思います。

また、議員さんお尋ねの費用対効果の点から
見てはどう予測しておるかということでござい
ますが、そもそもこれだけの大きい公の施設に
なりますと、なかなか収支の均衡をとるとい
う、ペイするということは困難であろうとい
うふうに思います。むしろ草が生えて除草作業に
手間取るというようなことのないように使って
いただくと。老若男女が寄り集ってスポーツを
通じて健康の補充をし、また体力の向上、気力
の向上を目指して、それぞれの人生を楽しんで
もらうということがこういう施設の終局の目的
ではなかろうかというふうに考えておるもので
ございます。

今回の愛媛マンダリンのことにつきまして
は、今思いますと去年でございましたが、人との
出会い、縁というもののありがたさを大変感
じたものでありますが、この地域からもプロを
目指して野球少年、それからサッカー少年、大
変最近多くなっておるようでございまして、今
後愛媛FC、この四国アイランドリーグ戦を通
じて生を見てもらって、そしてプロを目指す夢
を甲子園経由でなく、この地域から夢を現実
に変えていっていただくような子供さん方が育
ってもらったらいんではなかろうかという、そ
ういう点でのメリットが、この厳しい時代にこ
れだけの大金を投入してどういう効果が上がる
んぞという御質問でございましたが、その点の
最大の効果はそういう子供たち、あるいは最近
世知辛い世の中になっておりますが、そういう
ものを青少年の健全育成、そういう面から申し
上げましてもそれを断ち切って醸成をしてい
く、親子連れで、またおじいさん、おばあさん

と一緒にってそういうものを観戦していくと
いう中で、やっぱりスポーツの最終的なねら
い、目的があるんだろうという認識がしており
ますので、それが最大の効果かなというふうに
思っておるところでございます。今後ともそう
いう方針で皆さんの御同意を得ましたならば進
めていきたいというふうに思っておりますの
で、よろしくお願いいたします。

その他の問題は、きのうポイントにつきまし
てはもうほとんど触れておりますので、助役以
下で答弁をさせていただきますので、よろしく
お願い申し上げます。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 後藤議員さん御質問中、行政改
革大綱及び集中改革プランについて3点御質問
があったわけでございます。それについてお答
えをさせていただきます。

その中で、平成17年度の財政指数について
のお尋ねでございます。平成17年度の財政指数
の状況についてのお尋ねでございますが、これは
決算によるものではございませんので、見込み
の指数ということで申し上げさせていただきます
と、経常収支比率につきましては平成16年度
の数値91.7%と同程度というふうに予測をいた
しておるところでございます。

また、公債費比率につきましては、16年度を
上回りまして0.3ポイントから0.4ポイント上回
るというふうに考えております。20%の後半に
なると見込んでおるところでございます。

起債制限比率につきましても、14%を超える
というふうに考えておるところでございます。

2点目の今後の財政改革についてでございます
が、行財政改革に対する決意でございますが、
数値目標を設定いたしまして発表いたして
おりますとおりでございます。中・長期財政見
通しにつきましては、平成18年度から平成21年
度までの4カ年間の財源不足額を43億円と見込

んでおりまして、これをいかに乗り越えていくかが行政改革の目指すところと十分認識をいたしているところでございます。財政指数の悪化や大幅な財源不足を踏まえまして、行政改革大綱及び集中改革プランを策定いたしておりまして、策定した大綱を確実に実行することが持続可能な財政構造の構築を図っていけると、そして大洲市の将来像であります、きらめき創造大洲市－みとめあい ささえあう 肱川流域都市－を目指した施策の具体化を図ってまいりたいというふうに考えておるところでございます。

議員各位におかれましては、御理解と御協力をお願いいたしたいというふうに考えておるところでございます。

次に、3点目の職員の人件費削減についてお答えをいたします。

後藤議員さん御質問中、人件費の削減についてでございますが、御指摘のように職員の給与につきましては、人事院勧告以上に引き下げておりますのは県下でもまだ少数のものと認識をいたしておるわけでございます。県内市の中では1市であろうというふうに考えておるわけでございます。

当市におきましては、国家公務員の給与を100とした場合の自治体の給与水準を示すラスパイレス指数があるわけでございますが、これが91.1と県内平均93.8を下回っていること。それから、国の給与構造改革に準じた給与条例の改正によりまして、給与上昇の抑制が図られること等を考慮いたしまして、本給カットには至っておりません。

しかしながら、管理職手当のカット及び特殊勤務手当の見直しに関する議案につきまして、職員組合にも説明と理解を得ながら今議会に提案をいたしておるところでございます。こうした厳しい財政状況が我が身に降りかかることで、職員の意識改革が図れるものと考えております。

また、職員の経営感覚の醸成や政策形成能力

の向上につきましては、自治大学校や市町村アカデミーなど、公的研修施設へ職員を派遣いたしておるところでございます。平成18年度におきましては、愛媛県研修所へ従来にも増して多くの職員を研修に派遣したいというふうに考えておりまして、政策形成関係の研修科目には積極的に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

また一方で、行政改革推進懇話会などにおきましては、会社経営者の方々に委員となっていていただいております。企業経営の視点などからの御意見をいただいております。ございまして、そうしたことも市職員の経営感覚の醸成につながるものというふうに考えておるところでございます。

以上、3点につきまして、もう一点、失礼いたしました。補助金の見直しについて、もう一点ございました。

補助金につきましては、地方自治法第232条の2の規定によりまして、公益性のある目的を持った団体等に特定の事業の促進、発展を期するために市が補助金を交付するものでございます。

しかしながら、平成17年度に補助金を交付した262件の中には、特定の団体に毎年同額の補助金が支出され既得権的になっているもの、それから合併前の交付をそのまま継続いたしておるもの、それから地域格差が生じまして不公平があるのではないかというようなものがあるわけでございます。社会情勢の変化によりまして、当初の目的を果たしまして規模を縮小したり廃止すべきもの、あるいはより多くの補助をすべきものなどがあるのではなからうかと考えておるわけでございます。

また、現在の厳しい財政状況の中では、多種多様化する市民のニーズ及び時代の要請による新たな事業や団体に対する補助が著しく難しくなっております。行政改革によりまして、既存補助事業の見直しは必要不可欠

となっておりますが現状でございます。

このような現状を踏まえまして、平成18年度当初の予算編成におきまして各種団体活動補助金、これに関しましては一律5%カット、その他の補助金に関しましては原則5%カットによる見直しを行ってきたところでございます。昨日の古野議員さんの御質問にもお答えしたとおりでございます。

見直しの状況につきましては、廃止した補助金が9件、5%カットなど縮小した補助金が164件でございます。削減効果額は4,485万円となっておりますわけでございまして、平成18年度新規の補助事業といたしまして8件を実施する予定でございます。

今回の見直しにつきましては、あくまでも緊急的な措置でございまして、本来補助金の見直しは補助団体の活動内容や事業効果を検証いたしまして、ある一定の基準をもとに公平性の確保と市民に対する説明責任を果たしていかなければならないものと考えておるわけでございます。そこで、今後の補助金の見直しにつきましては、前例にとらわれず公益性、必要性、事業効果及び支出の適正化などの観点による見直しの基準を早急に策定をいたしまして、その基準に沿った抜本的な見直しを図りたいと考えておるところでございます。

また、市民の有識者を加えた補助金に関します検討委員会等の設置を検討いたしまして、さらに補助金の透明性、公平性の確保に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上、行政改革大綱に関しますことと、補助金につきましてお答えをさせていただきました。よろしく願いをいたします。

○小島健市企画財政部長 議長

○清水久二博議長 小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長 登壇〕

○小島健市企画財政部長 それでは、平成18年度当初予算並びに財政問題についてお答えをい

たします。

まず、予算編成方針につきましては、昨日山下議員さんの御質問にもお答えをいたしましたように、平成18年度行政改革大綱等に基づく財政健全化に向けた実質的な初年度として位置づけまして、歳出全般にわたり徹底した節減、合理化を図り、財源の効率的配分に努めました緊縮型予算として編成を行ったところでございます。

次に、三位一体改革についてのお尋ねでありますが、平成18年度までに国庫補助負担金改革として4兆7,000億円の廃止、縮減等の改革が行われており、税源移譲につきましては3兆円、臨時財政対策債を含みますけれども、交付税改革といたしましては5兆1,000億円を抑制するという改革となっております。

このうち、税源移譲につきましては、所得税から個人住民税へ3兆円規模の税源移譲が実施されることになっておりまして、これは平成19年度分からの実施となります。平成18年度につきましては、移譲額の全額を所得譲与税で措置されることになっております。当市の見込み額といたしましては3億4,600万円を見込むものでございます。

次に、平成18年度の最終予算規模についてのお尋ねでありますが、現在見込まれます留保財源等を勘案いたしますと、現在のところ約243億円程度になるのではないかというふうに考えております。

次に、財政調整基金と減債基金についての御質問ですが、当初予算におきましては財源調整のため財政調整基金を2億円、そして減債基金を1億円繰り入れるように計上いたしております。今後、6月及び9月の補正予算に当たっては、現在のところこの基金を取り崩す予定はいたしておりません。

また、財政調整基金の残高見込みでありますが、平成18年度末におきましては約3億円の残高となるものでございます。

次に、不時の支出に備えるための財源が留保されているかという点でございますが、予算編成に当たりましては補正見込み額等も含めた年間財源を考慮しながら財源調整を行っております。その年度に見込まれる財源の中で事業を実施するということになるわけでございます。不時の支出が生じましたら、ほかの事業の先送りとか縮減など、そういった調整を図りながら財源を確保していきたいというふうに考えております。

なお、予算外の支出等に対応するための予備費といたしましては、3,600万円を計上いたしております。

また、大規模災害への対応を可能にする財源確保はできているのかという点でございますが、災害予算につきましては、その都度国庫負担金や災害復旧事業債などに財源を求めた予算で対応することになるわけでございますけれども、必要に応じまして財政調整基金の取り崩し、あるいは予備費等での対応となるわけでございます。

県の予算の影響につきましては、昨日も西村議員さんの御質問にお答えをしたとおりでございます。当市も大幅な財源不足が見込まれております。したがって、県の方で縮小された予算や県負担分をすべて市が肩がわりするような状況にはないというふうに考えております。

このため、市民負担や市民生活への影響を勘案しつつ、事業の内容、負担割合等に応じまして個々に対応を検討していかなければならないというふうに考えております。

また、あわせまして、今後とも事業採択に向けて最大限の努力を行いますとともに、県道改良事業を初め県事業の推進についてさらなる要望を行ってまいりたいと考えておりますので、議員各位におきましても御理解と御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、今後10年間の投資的経費はどれくらい

かとお尋ねでございますが、現在大洲市総合計画を策定中でございます。その実施計画に基づいて実施していくことになってまいります。各年度の財源状況によりローリング方式での対応を図ることになります。中・長期財政計画で見込んでおりますのは、年間45億円程度を見込みまして計画を策定しておるところでございます。

また一方で、普通建設事業費の財源であります地方債については、平成17年度に公債費負担適正化計画を策定しておりまして、その計画により起債の発行額を抑制していくこととなりますので、投資的経費はかなり抑えていかざるを得ないというふうに考えております。

なお、公債費負担適正化計画におけます年間の起債発行額は30億円程度といたしております。

また最後に、合併特例債についてでございますが、合併前の新市建設計画策定時におきましては、157億円の発行を計画しておりますので、この範囲内で財源の状況を見きわめながら公債費負担適正化計画のもと活用をしていきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○白石隆壽総務部副部長 議長

○清水久二博議長 白石総務部副部長

〔白石隆壽総務部副部長 登壇〕

○白石隆壽総務部副部長 それでは、私の方からは自主防災組織への支援についてお答えをいたします。

議員御指摘のように、自主防災組織は平常時におきましては、防災知識の普及や啓発、地域内の安全や設備の点検、それから防災訓練などを行って、災害時に備えるわけでございます。また、災害が発生した場合には災害情報を収集して、その情報を住民の方に迅速に伝えたり、あるいは初期の消火活動を行ったり、さらには被災者の援護や避難誘導などの重要な役割を担っております。市といたしましては、自主

防災組織の役割を十分に踏まえて、情報連絡や消火、水防、救護等に要します防災資機材等の支援を行っているところでございます。

また、消防署におきましては、防火訓練あるいは避難訓練など各種訓練の指導を行っております。

議員御質問の自主防災組織に対する支援をどのように考えているのかということでございますが、今後におきましても防災資機材等の支援を行いますとともに、地域の皆様方の主体性を尊重いたしまして、リーダーの研修や防災に関する知識、情報を住民の方々へ積極的に提供をいたしまして、自主防災組織の育成や強化が図れますよう地域に応じた指導並びに助言を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○垣内哲病院事務課長 議長

○清水久二博議長 垣内大洲病院事務課長

〔垣内哲病院事務課長 登壇〕

○垣内哲病院事務課長 後藤議員御質問中、市立大洲病院関係について答弁させていただきます。

お尋ねの小児科の充実につきましては、昨日榊田議員さんに答弁をいたしましたとおり、当院の小児科は現在地に移転した直後の平成7年6月に再開以来、常勤医師の派遣を受けて診療を行ってまいりましたが、現在は週1回のみの診療となっております。愛大医学部に常勤医師の派遣を要請しておりますが、深刻な小児科医の不足のため、結果的に非常勤医師の派遣となっているものでございます。

小児救急の1次医療につきましては、市内に小児科開業医が4院あり、ある程度充足していると思っておりますが、小児救急、2次医療、3次医療につきましては、宇和島または松山に行かざるを得ない状況となっております。当院といたしましては、引き続き常勤医師の確保に向けて努力をしてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと存じます。

以上、答弁いたします。

○清水久二博議長 次に、水本保議員の発言を許します。

○13番水本保議員 議長

○清水久二博議長 水本保議員

〔13番 水本保議員 登壇〕

○13番水本保議員 自由民主党共生派の水本保でございます。

私は、昨年6月の議会をもって財政の健全化と行政の改革のため、照顧脚下の思いを持ち、自主辞職をいたしましたところでございます。しかしながら、周囲の方々の力強い激励やら御支援、そしてみずからの使命感を持ち昨年10月2日の大洲市議選に再度臨みました。結果、身に余る御支援により、この場に立たせていただき、質問の機会を与えていただきましたことありがたく心より感謝をしております。

さて、我が国、小泉政権は三位一体による行政改革、財政の健全化を推し進めてまいっておりますが、郵政民営化を大きい旗印に、昨年9月衆議院解散総選挙が行われ、自由民主党が大勝し、その勢いは一層拍車がかけられたように思われます。そのような中、大洲市のような自主財源が乏しい地方行政のかじ取りは困難を強いられるのは必定であります。合併して1カ年を経過し、また新大洲市長になられて2年目を迎えられる大森市長さんには、これからが腕の見せどころであり、永年議員として培ってこられた経験豊かな力量に全市民絶大なる期待を持って注視しているところであります。一層、官民一体とするすべての英知を結集しての取り組みが不可欠であると思います。

また、市民に安心と信頼を与えるためには、リーダー並びにポスト要員がかわろうとも行政の継続性を重視することは行政をつかさどる者の責務であることも申し添えまして、通告に従って質問に入らせていただきます。

まず、北只地区土地整理事業についてお尋ね

いたします。

この事業は、北只地区地権者38名の所有する5万4,800平米の土地の整理事業により、土地の改良で有益地とするとともに、同地域の交通体制の充実による緊急時の対応の充実にあります。

それでは、この事業の経緯について申し上げます。この地域の集落である下松尾地区と新興住宅地への国道441号からのアクセス道路である生活道が非常に狭隘である上、離合する場所も少なく、緊急時の消防車や救急車の出入りに大変困難きわまる地区でございまして、地区住民より強い要請を以前より受けておりました。その解決策としては、現道の拡幅は容易でなく約百数十メートルの道路新設を要望いたしました。松井前助役の提案により村上清吉元市長が描かれていたという同地区の土地整理事業を国道441号の改良事業と並行して行ってはと、当時の担当部課長を交えて方向づけを与えていただきました。それが完成すれば北只地区一帯の接地点が有益な土地となる、また整理事業が諸事情により長期化するようであれば、事業を前提とした、まず一本の道路を先行する手もあると渡りに船の前向きな良案を出していただきました。以後、平成16年10月27日、同年12月21日の2回にわたり南久米公民館において地権者28名を招集され、説明会を持つなど行政主導で進められていたわけでございます。その折に二、三人の消極的な方や反対の意を持った方もおられたものの、その他の地権者は大変期待と喜びを感じた会でありました。

その後、合併、市長選、市議選と矢継ぎ早に到来した諸事情により、現在まで何の進展もなかったことは、地域の方々や地権者の方々が、多少理解されながらも一昨年(平成25年)の12月から現在に至るまでに多数の問い合わせとともに、強い要請があるわけでございます。財源難である現状とはいえ、事によっては萎縮的な思考だけでなく、先々を見据えた積極的な取り組みにより税

の増収と市民の生活の向上、地域の活性化は大洲市の発展の原動力となると思われます。

なお、参考までに申し上げますれば、この事業が完成すれば、私が単純計算をいたしました固定資産税の評価額から見ますと、現在は農地ですので1平米当たり約110円の評価基準価格でございますが、これが整理されまして雑種地になれば1平米当たり約1万8,000円と計算され、約180倍となるわけでございます。また、そこへは新しい居住者もふえてくると考えられます。これは平成16年度標準評価額を参考といたしました。それから考えますと、多大なる地域の付加価値ができ、それに伴って多額の税の増収につながるものと思われます。だれしもが望むことである気持ちとして、苦痛を感じての納税より、喜んで納税ができる環境づくりこそ市民が期待しておるところでございまして、今後の取り組みをどうされるのかお尋ね申し上げます。

現在、周辺の小学生が通学路として整備されていない幅員約2メートルほどの農道を帰ってくる姿が見られます。早期着工を望んでおられる大勢の地区の住民の方々にかわり強く要望いたすところでございます。

次に、環境行政の今後の推進と取り組みについてお尋ねをいたします。

今や21世紀は環境の世紀とも言われ、地球温暖化問題、自然環境破壊等、私たちを取り巻く環境問題は大変重要視され、人類の存続さえも危惧されております。

そこで、近年この問題に関する関心の高まりは国際的な兆候であり、各国ともそれぞれの取り組みを行われているところであります。我が国においても、平成9年12月に二酸化炭素等温室効果ガスの排出削減義務等を定めた京都議定書が採択され、次いで平成13年1月には中央省庁再編での環境省が発足しております。また、それに次いで平成14年12月には循環型社会構築のため、バイオマス・ニッポン総合戦略が閣議

決定されたことは御承知のとおりでございます。このことは、化石資源にかわって、植物構成物質起源の資源を活用した社会づくり、いわゆる環境型社会づくりを主要とする長期戦略と聞いております。

この流れにより愛媛県におきましては、県民環境局が平成15年4月に発足されており、各市町の環境行政に対応されているところであります。私たち大洲市におきましても、今後この取り組みは大変重要なことと思われまます。山積する環境問題解決のためには統括する担当部局の新設により横のつながりを密としながら県部局とも連携した環境行政ができる体制づくりこそ必要不可欠であると思われまます。

そこで、今後私たちに課せられることは、自然環境の有効利用、資源のむだのない利用と活用こそ大切であり、そのことにより真に安全で快適な人間社会づくりができるものと思われまます。と同時に、自然界、全動植物とともに共存共栄することができるものと思われまます。また、この取り組みにより農業、林業等を初めさまざまな分野での新しい取り組みの新事業等の進出により、いろいろな面で新しい活力が生まれることでしょう。そのための環境教育、指導、方向づけ、対策等が求められるものであり、行政の役割は大であります。

近隣の内子町では、ごみ収集の分別方法を変更して、集めた生ごみ等で肥料をつくり販売を開始いたしましたところ、生産が追いつかないくらい好評を得ていると聞いております。この担当者によりまますと循環型社会の構築には、まずビジョンの策定が必要で、内子町では合併と同時に環境整備班を新設し、3名の職員を配備したと聞いております。新エネルギービジョン策定委員会を立ち上げておられます。バイオマス事業調査計画書を策定されまして、平成18年度にはバイオマスタウンの認定を受ける予定と聞いております。バイオマスタウン構想とは、国が示した基準を満たした500までの自治体を

2010年までに国が認定し、そこに平成18年度ベースで190億円の事業費が見込まれております。

また、先日県外の先進地の視察に参りました。バイオマス利用の有機栽培農家、またバイオマス利用の農業法人設立により年間約2億円の事業体となっている方もありました。大変感銘して帰ったところでございます。

なお、今年度より徴収が始まりました森林環境税の使途についてもよく知られてないように思われまます。今後の方向づけをお尋ねいたします。

次に、高齢者向け優良賃貸住宅制度の導入についてお尋ねいたします。

我が国は、今後の団塊の時代を迎え、一層高齢化が進むものと思われまます。高齢者が安心、安全な生活を営むことができる住まいづくりを推進することは、行政にとりましては必要不可欠であると思われまます。現在の高齢化率を見たとき、2005年度の全国数値は19.9%で、私たち大洲市にありましては26.9%と愛媛県では13番目となっております。今後のこの数値はますますふえ続け、2030年には全国数値29.6%、愛媛県にありましては33.2%で、当大洲市におきましては33.8%と推定されております。老後の生活を考えるとき、本人及び家族の者は同居または身近においてともに支え合い、互いに状況を十分把握しながら日々暮らすことができたなら、だれしも願うところでありまます。

しかしながら、現実には現在の社会情勢、またさまざまな事情により、そのことは大変至難でございます。現在、合併により大洲市は山間僻地部がふえ、山間僻地部でのひとり暮らしの方が多くおられると聞いております。家族の方々は大変心配されながらの状況であり、大洲市の独居老人の世帯は日々ふえておると聞いております。現在の社会では、利便に富んだところで居住しようとするだけでも、当事者が高齢者であれば入居を拒否される場合もあると聞いて

ております。そのようなもろもろの問題解決のため、平成13年8月に高齢者の居住の安定確保に関する法律が定められており、この制度の活用こそ国がこの問題解決のための一方法であろうと思われます。この制度は、民間活力を利用したバリアフリー、緊急時対応等、病院、介護施設等の連携体制による官民一体となった安価で安心、安全な高齢者向けの賃貸住宅であります。この法の活用によりますれば、国及び地方公共団体からの一定の補助金を受けることができます。しかし、最も心配する市の財政負担といたしましては、家賃の一部負担があるということでもあります。また、介護保険に関しましては、全く負担に関係なく、むしろ予防介護的な面もありますので、健老者としての一日も長く快適な人生が過ごされるものと思われます。

近隣の状況でございますが、私の知る限りでは松山市でも早くも4カ所が建築されており、すべて満床となって大変好評を呼んでおると聞いております。この制度を一日も早く取り入れられることを望みます。

以上をもって質問を終わります。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 ただいまの水本議員さんの御質問3点あったわけでございますが、私の方からは3番目にお触れになりました問題につきまして、御答弁を申し上げたいと思います。

高齢者向け優良賃貸住宅制度につきましてでございますが、高齢化社会の急速な進展に対応して、増大する高齢者の単身・夫婦世帯等の居住の安定を図るために民間活力等を活用し、高齢者の身体機能に対応した設計、設備など良質な賃貸住宅の供給を促進するためのものございまして、先ほど議員さんお触れになったとおりでございます。また、この制度は平成13年に施行された高齢者の居住の安定確保に関する法律で定められた支援措置の一つとなるものでござ

います。良好な居住環境を備えた高齢者向け賃貸住宅の整備や管理をしようとする者が供給計画を作成し、知事の認定を受けた場合、その整備に要する費用の一部及び家賃の減額に要する費用について補助することができるものとなっておりますのでございます。

御存じのように、当市は県下11市の中で3番目に高齢化が進んでおる市でございます。住宅政策においても高齢者対策は、重要な課題の一つであるという認識はしておるところでございます。しかしながら、このような高齢者専用の賃貸住宅やこれに併設することが認められているデイサービス等の福祉施設は介護保険サービスの対象となる場合がございます、介護保険料のアップに結果としてつながるという可能性があるわけでございます。このことから、平成18年度に予定しております住宅マスタープラン策定等の中では、総合計画、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画等との調整を図りながら将来を見据えた住宅政策の一環として検討をしまいたいというふうに考えておる次第でございます。

これら一連のものにつきましては、今までは知事さんの権限で許可をされとったわけでございますが、平成18年度から市長にその辺の権限が移るということが多いわけでございます。しかし、現実の問題としてはこの福祉関係、保健関係、医療関係、多額の出費になっておるわけございまして、これがもう一番これからの財政を圧迫する原因になるのではなかろうかと危惧をしておるところございまして、よくその辺のところを、現在のところ1カ所この話をされとる方の声を承っておる事例があるんですが、そんなことも含めながら総合調整を図りながらやっていく必要があろうかというふうに思っておるところございまして、議員さんの御趣旨はよくわきまえて、検討してまいりたいと、このように思っておりますのでございます。

他の問題につきましては、いろいろ経過等もあるようでございますので、それぞれの者に答弁をさせますので、よろしくお願いいたします。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 水本議員さん御質問中、環境行政の推進につきまして、お答えをさせていただきます。

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムがもたらしました地球温暖化等のさまざまな環境問題、このような問題が21世紀の重要な課題となっておるわけでございます。これに対応するために循環周期の短いバイオマスを資源エネルギーといたしまして、持続可能な環境型社会経済システムの構築が急がれておるところでございます。

議員御指摘のように、平成14年12月にバイオマス・ニッポン総合戦略の閣議決定を受けまして、愛媛県においても平成16年6月に愛媛バイオマス利活用マスタープランが作成されたところでございます。このマスタープランを推進いたしまして、県内においてバイオマス資源の生産促進、収集運搬の効率化、利活用技術の開発普及、バイオマス製品の生産、流通、消費の拡大等、いろいろなことが連絡調整を図ることを目的といたしまして、愛媛県バイオマス利活用促進連絡協議会というのが平成16年11月に設立されております。大洲市も会員として参加をいたしておるところでございます。

現在、市ではバイオマスの利活用そのものは行っておりませんが、当協議会を通じまして大洲市の地域特性に適したバイオマスの利活用を検討していく必要があるというふうを考えておるところでございます。21世紀は環境の世紀と言われておりまして、環境問題につきましては、市民の皆様の関心も高く、住みよい大洲市を築くために市民、事業者、行政が一体となっ

て環境問題に取り組めるよう広報、啓発活動を実施いたしておるところでございます。今後も循環型社会の形成を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位の御支援をお願いいたしますと考えておるところでございます。

なお、環境行政の専門部局の創設につきましては、議員御指摘のとおり、重要であることは十分認識をいたしております。行政改革大綱の策定に係る協議の中にでも意見が出ておりまして、今後検討課題とさせていただきますと考えておるところでございます。

以上、お答えをさせていただきます。

○三保禮三建設農林部長 議長

○清水久二博議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からは北只地区土地区画整理事業についてお答えをいたします。

この事業の可能性につきまして、先ほど議員さんも申されましたが、平成16年10月に関係地権者の皆様方がお集まりの席に、それから12月には代表者を選任して開催をされました代表者による勉強会の場へ、市からも担当者などが出向きまして意見交換をさせていただいたところでございます。

その後、御承知のように、昨年1月に新市が発足をいたしました。現在、都市計画の分野におきましては、おおむね20年先までをにらみましたまちづくりの指針となります大洲市都市計画マスタープランの策定に取りかかっているところでございます。土地区画整理事業にしましては、都市計画区域内での公共施設の整備・改善や宅地利用の増進を図る、こういう目的で実施していく性格なものでございますので、今回のマスタープランの策定過程におきましても、当該の土地区画整理事業の必要性などにつきましても、さらに精査をしてまいりたい、このように考えているところでございます。

一方、この事業の予定エリアにおきまして

は、愛媛県主体によります国道441号の改良計画が関連してございます。県におかれましては、今年度既に平面測量に入っておられまして、来年度詳細な設計を実施した後に、地元の皆さん方の協力を得られましたら、翌平成19年度からは事業実施の方向に行きたい、こういうお話でございます。当該の土地区画整理事業につきましては、この道路整備の進捗状況も見きわめながら検討を加えていく必要があるのではないかと考えております。

議員さんも御承知のように、土地区画整理事業につきましては、当然土地の減歩ですとか換地計画などについて関係の権利者の双方のしっかりとした合意形成が大前提となりますので、短期的に事業実施ができる性格のものではございませんで、ある程度時間をかけて進めていく必要性の高い事業と理解をしております。地元の主体性が発揮されてこそ実りの多い事業となりますことから、地元におかれましても今後とも、より詳細な事業の性格や減歩の考え方などについて理解をしていただきたいと思いますと考えております。

以上のような観点を考えてみますと、当該事業に関しましては、国道の改良に伴います残った土地への影響あるいは民間主体による優良宅地の供給の可能性などいろいろと都市計画での位置づけにつきまして、多角的なる検討をしながら地権者の皆様方の主体的な取り組み状況も確認をさせていただきながら、市としての今後のあり方について検討させていただきたい、このように考えておりますので、どうぞよろしく御協力いただきたい、御理解をいただきたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○清水久二博議長 次に、山本光明議員の発言を許します。

○5番山本光明議員 議長

○清水久二博議長 山本光明議員

〔5番 山本光明議員 登壇〕

○5番山本光明議員 自民クラブ山本光明でございます。それでは、通告に従い一般質問に入らせていただきます。

現在、県を初め各自治体では、議会に平成18年度の当初予算が提案されており、各自治体とも緊縮予算の横並びで、すべて厳しい財政事情が影響しております。小泉構造改革は国民の多くが賛同しているとおりに、避けて通れないものでございます。私もその趣旨から推進をしておるところでございます。しかしながら、三位一体の改革は現在のところ地方交付税の削減だけが特出し、自分の足で立つ努力を求められた側からは急激な変化に悲鳴が漏れているのも実情でございます。具体的政策の結果として、大企業のひとり勝ちが起こり、国民は所得格差が開いて生活は苦しくなっているとの声もでございます。既に民間企業では経営の再建に向けて血のにじむような努力をされ、一部大企業などでは業績の回復が見られるようでございますが、大洲市を含む南予地方では公共事業の削減や第1次産業の低迷などにより非常に厳しい経済情勢が依然として続いております。

加戸知事が、平成18年度当初予算で南予の活性化に最重点で取り組むということを示されたことは一点の光としても、日銀が量的金融緩和策の解除を決められたことは、南予にとりまして私は大変厳しく受けとめております。そのような大変厳しい環境の中で、大洲市は平成18年度当初予算を提案され、また行政改革大綱を示され、行政集中改革プランなどに取り組まれようとしております。市町村合併後1年を経過し、行財政改革、住民福祉のあり方など将来の大洲市のあるべき姿を真摯に検討され、案を示されたと思います。

そこで、最初に行財政改革についてお尋ねをいたします。

先ほど申し上げましたように、市では大洲市行政改革大綱及び集中改革プランを示されました。同じように各自治体でも行われていると存

じますが、3月2日の愛媛新聞に四国中央市の素案が載っておりました。「職員1,248人から700人へ削減」の見出しに驚きを持って読ませていただきました。そこで、大洲市と四国中央市の比較をしてみました。平成16年度の決算分析指標を見ますと、問題となっている公債費比率は、大洲市20.5%に対し四国中央市20.3%、起債制限比率は単年度で14.6%に対し15.5%と危険水域にあるのは大洲市と四国中央市の2市だけでございました。四国中央市の合併は大洲市より9カ月早いわけですが、アウトソーシング計画の実施計画の素案を発表されるなど、まさにスピード、内容とも危機感を持った改革だと強く感じました。大洲市も努力はされていると信じてますが、市民のため少しでも早く大胆な改革を強く望むものでございます。

そこで、12月の定例議会でも質問をいたしましたが、職員の定員適正化計画についてお尋ねをいたします。

さきの質問では、今年度中に適正化計画を策定するとのことでした。また、御答弁では10年間で100名程度純減するとのことだったと思います。あれから3カ月がたちました。経済状況もさらなる悪化が予想されます。さきの四国中央市に倣い、大胆な改革を希望いたしますが、御答弁をお願いいたします。

次に、集中改革プランについて質問をさせていただきます。

プログラムでは組織や人事制度の見直しも掲げられております。大洲市職員の平成17年4月1日現在での一般行政職の級別職員数の状況は427名のうち専門員以上の管理職が191名おられます。実に44.7%、約半数近くが管理職であり、さきの市長の御答弁の中では、今後10年間新規採用を抑えるとのことでしたが、このアンバランスを大いに危惧するものでございます。管理職は超過勤務手当もなく、今回管理職手当を20%カットされることにつきまして

は、その御英断に頭が下がる思いでございますが、この問題につきまして行政のスリム化を目指されている中で、理事者の御答弁をお願いいたします。

次に、地域協働の推進の項目で区長制度、自治会制度、コミュニティ制度の統一が提案されております。合併した新大洲市の中では旧大洲市と旧長浜町が区長制度、旧肱川町は自治会制度、旧河辺村は行政連絡委員制度を採用していると聞き及んでおります。合併協議会でもこの問題につきましては、合併後に方向性を決めることになっていとお聞きをいたしました。新大洲市は面積的にも432.2平方キロメートルと大変広範囲に及んでおり、住民自治を強化していくことは今後特に必要だと考えております。このことは市民の関心も高く、地域に密着していることだけにいろいろ難しい問題もあると存じますが、現在の状況と今後の方向性について御所見をお願いいたします。

次に、財政問題についてお尋ねをいたします。

昨年9月号の広報「おおず」に大洲市の財政事情が公表されておりました。平成16年度決算の状況などがその内容でありましたが、市債の状況を示した表もあり、それによりますと一般会計での平成16年度末の市債残高は366億円に上り、市民1人当たりになると70万2,492円になるとのことであり、市からのメッセージとしては、市では合併による合理化や効率化を最大限発揮させ、健全な財政構造が確立できるよう、また将来の世代に負担を先送りしないようさまざまな行政改革に努めてまいりますとありました。将来の世代に負担を先送りしないためには、現実問題として借金の額を適当な規模に減らしていくことが必要だと考えます。

そこで、市民1人当たりになると70万円にも上る多額の借入金の残高が平成17年度末にはどうなるのか。また、平成18年度の起債発行額の予定とそれに基づく今後の見通しにつきまして

もお尋ねをいたします。

また、起債制限比率につきましては、平成17年度には危険水域の14%を超えると聞いておりまして、非常に厳しい状況であると思います。決算期を迎え起債制限比率を何%と見込んでおられるのか、お尋ねをいたします。

あわせて、平成18年度以降の見込みについてもお尋ねをいたします。

次に、農業問題のうち、農用地の問題についてお伺いをいたします。

農業問題は食糧事情と相まって日本における最重要課題であります。地球温暖化が現実の問題になっている今日、食糧事情が世界規模で悪化していることは、私も強い危機感を持っているものでございます。日本は長年農業政策により農業を保護してまいりました。反面、その政策は一定せず、その一つを取り上げますと、米増産から一転して減反へと大きく転換し、輸入自由化等もあり農家は大変厳しい環境にあります。

愛媛県の2005年農林業センサスの結果を見ますと、2000年から5年間で県下の農業経営体は14%減少しており、15年前との比較では34%も減少しております。中でも過去1年以上作付をせず、今後数年間もその意思がない耕作放棄地は14.6%増の9,618ヘクタールと拡大しております。現在の大洲市における状況とその対策について御答弁をお願いいたします。

そういう中で、農振地の取り扱いについてお尋ねをいたします。

確かに農振地としてのメリットは、金融税制面での優遇措置などを含め手厚いものがございますが、反面、先ほど申しました耕作放棄地も増加し場所的に農地の集約化もできず、農地の買い取り制限から買い手もなく、また売れたとしても農地転用できないため非常に安い地価でしか売買できないというデメリットを受けている方も多いと聞いております。

そこで、来年度から2年かけて農振地域の見

直しを行うとのことでございますが、そういう事情を踏まえ、どのような方針で行われるのか、御答弁をお願いいたします。

次に、市立大洲病院につきましてお伺いたします。

自治体病院は地域医療の確保という公共の福祉の増進を使命とし、同時に常に企業の経済性を発揮することが求められております。総務省が発表した平成16年度の公営企業の決算の概要によりますと、地方公共団体が経営する病院事業数は728事業で、これらの事業所が有する自治体病院数は1,000の病院であります。そのうち、経常損失を生じた事業数は66.2%で、前年度に比べ5.4%増加し、一段と厳しい経営状態になっているとのことでございます。

このような中であって、市立大洲病院は良好な経営を続けられ、平成16年には地域医療の向上に貢献するとともに健全経営に努められたことが認められ、自治体立優良病院として総務大臣表彰を受けられるなど、市民の信頼を得ながら地域中核病院として発展されており、病院長の経営手腕はもとより、関係各位の御努力のたまものと高く評価するものでございます。

そこで、現在地に移転され11年が経過しようとしておりますが、この11年間をどのように評価されているのか、まずお伺いたします。

次に、しかしながら国の医療費抑制策のもと、今回行われる診療報酬の改定は過去最大の3.16%の引き下げと報じられており、地方における医師不足による医師確保問題とあわせ、病院経営はより深刻な状況になると思われます。診療報酬の改定の子細は今後明らかになると聞いておりますが、病院経営の影響とその対応についてお伺いをいたします。

また、あわせて市立病院としての今後のビジョンにつきましてもお伺いをいたします。

次に、大洲市役所庁舎の駐車場についてお伺いをいたします。

大洲市は合併後来庁者も多く、また車社会の

中で駐車場の確保は重要課題でありました。そのような中で、元大洲警察署体育館の跡地の取得は的を射たことと思っております。

しかし、現在のところ、まだ機能しておらず立体駐車場もほぼいつも満車でございます。駐車場の緩和には至っておりません。今後どのような形で整備されるのか、具体的な計画を示していただきたいと思います。

また、庁舎玄関前駐車場でございますが、管理棟は機能しておらず、管理棟を除去し、1台でも駐車スペースを確保すべきと考えますが、お答えをいただきたいと思います。

また、あわせて車いす使用者用駐車場が1台のスペースしかございません。法律施行前の建物のため、法的には問題がないようでございますが、平成6年に建設省告示第1987号にて通達が出されており、また人にやさしいまちづくり条例やハートビル法も施行されております。大洲市といたしましても、この問題に積極的に取り組むべきだと考えますが、御答弁をお願いいたします。

また、正面右手には公園らしきものが設置してありますが、利用者は全くといっていいほどございません。

以上の問題や利便性を考えても、ここを駐車場にすべきだと考えますが、御答弁をお願いいたします。

次に、市民運動会についてお尋ねをいたします。

体育行事等の見直しで、合併により生じている同一事業、複数開催の統合を行い、経費の節減を図るとともに大会内容の充実にも努めるとあります。市民運動会はその競技の中でお互いを知り、連帯を深め合併後の各地域の融和を図るための重要な役目を果たせる最も有効な手段と考えます。来年度からの市民運動会をどうするのか、方向性について御答弁をお願いいたします。

なお、今までは公民館や各地域体協の意見が

反映されていないという意見もありましたので、よく協議をしていただきますよう申し添えておきます。

続きまして、市職員のボランティア活動についてお尋ねをいたします。

昨年、一昨年と2年続いた台風の被害は大変なものでございました。改めまして、被害者の方々にはお見舞いを申し上げます。

そのような中で、昨年10月の臨時会で災害対策関係の予算が可決されました。炊き出し費13万4,000円、毛布クリーニング代14万9,000円、床上浸水1世帯当たり1万円、計166万円。それに対し、災害対策本部人件費は385万4,000円。総額579万7,000円のうち、人件費が66.5%、見舞金は28.6%でございました。地方公務員法や労働基準法などで、やむを得ないことではありますが、市民感情として納得いきがたいものがございました。今後、そのような災害がないとも限りません。あのような特別な事情の場合などでは、職員の一部の方はボランティアとして活動できないものか。少なくとも、かわりの日を休みにする代休制度で処理できないものか、御意見をお伺いをいたします。

また、今各地では自主防災組織が結成されております。各地域が自主的な立場で自立していく中で、さまざまな取り組みがなされておりますが、市職員は地域に参加する人が少なく、ボランティア意識に欠けているとよく聞きます。理事者としての意識の高揚を含め、どう考えられているのか、お伺いをいたします。

以上、今回は私にとりまして2回目の質問でございました。具体的な内容について質問をさせていただきました。明快な御答弁をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、山本議員さんの御質問中、私の方からは、御本人も言われました

ように具体的な御質問が多いわけでございまして、それぞれ助役以下で答弁を後の問題はさせてもらうということにいたしまして、私1点だけ今後の市政運営の中では一番大事な問題だろうというふうに認識をしております区長会と自治会制度の問題につきまして、今後どう考えて、今現況はどういう対策をしとるんかというお尋ねがございましたので、このことについてのみ御答弁をさせていただきたいと思えます。

議員さん御指摘のとおり、旧大洲市、長浜町では区長会という制度で取り組んでいただいております。旧肱川町では自治会制度、旧河辺村では行政連絡委員制度、いまだ完全な統一がされておらないのが実態でございます。それぞれが長い歴史がございまして、独特の活動を行っていただいておりますので、そういうことにまだ統一ができておらないというのが実態というところでございます。

私も各地へ出向きまして、いろいろな会合に顔を出させていただきますが、肱川町あたりではもう自治会制度が一番理想の制度だという話を御祝辞の中で何遍もしたんですが、その後よく勉強を深めていきよりますと、若干公民館活動とかそういうものと抵触をして、見直しをする方がいいという職員からの提案もございまして、なるほどなあということで、今そこら辺をうまく整合性を図ってやっていこうということを検討しておるところでございます。これらの組織につきましては、地域のコミュニティー、公民館活動、納税組合などが密接に絡んでおりますので、平成17年度においてまず第一段階としてそれぞれが関係する市の担当部署職員レベルで現状の把握にあわせ調整方針や方向性などについて協議を進めさせ、検討に入っておるところでございます。

今後の人口動態、少子・高齢化、近所づき合いの疎遠化などの地域を取り巻く諸問題を考慮していきますと、その地域に住まれておる住民の皆さんみずからのアイデアを十分に吸収しな

がら、主体的な地域づくりに取り組める体制ができていくのが重要であろうというふうに認識をしておるところでございます。

そのために、平成18年度におきまして現在の区長制度や自治会制度の内容を見直しするべきところは見直しをいたしまして、新しい自治会制度への移行について方針を固めて協議を進めてまいりたいと考えておりますので、議員さん方にもまた最前線でいろんな御相談、投げかけがあろうかと思いますが、どうぞそういうことで、いずれは早い機会に市内全域同じようなスタイルで行政の声が末端まで、また末端の声が行政にもスムーズに上がってまいりますように、そういう自治会の組織をつくり上げていきたいというふうに思っておりますので、どうぞ御協力をいただきたいと、このように思う次第でございます。

あとの問題につきましては、助役以下で答弁をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○首藤馨助役 議長

○清水久二博議長 首藤助役

〔首藤馨助役 登壇〕

○首藤馨助役 山本議員さんの行政改革についての御質問中、定員適正化についてお答えをいたします。

行政改革の方策の一つといたしまして、給与の適正化、定員の適正化というのは大きな課題となっておりますのでございます。職員数が適正かどうかというこれを判断する方法といたしましては、総務省から地方公共団体の定員モデルというものが公表されておまして、これを指針といたしまして定員適正化を進めるように総務省から通達が出ておるところでございます。

大洲市のモデル対象職員数につきましては、平成17年4月1日では546人となっておりますのでございます。ただいまのモデルの人員でございましてこれは505人でございますが、これと比較いたしますと41人のオーバーとなっております。

るところでございます。ただ、この定員モデルによる定員管理につきましては、企業会計など特定部門を除いた一般行政部門に限られたものでございまして、全職員を対象としたものではないわけでございます。

したがって、企業会計などの特定行政部門を加えました全体で申し上げますと、さきのモデル数と単純に比較することができませんが、人口、産業構造等の類似する他の団体等の状況、これらを比較、検討を行いますとともに、周辺山間地に集落が点在している当市の地域性、また行政需要の動向、これなどを勘案いたしますと、現在の職員数880人から100人を削減いたしますと、780人程度がおおむね適正な定員ではないかというふうに考えておるところでございます。

また、地方公共団体における行政改革推進のための新たな指針というものがあるわけですが、これでは定員適正化計画において純減率が4.6%を上回るよう設定をなさいたいというふうになっておるわけでございます。

大洲市の定員適正化計画では、平成22年4月1日までには削減目標を45に純減率5.1%をいたしておりまして、具体的に数値目標を掲げているところでございます。

さらに5年後の平成27年4月には、おおむね適正な定員と思われます780人程度に削減することといたしまして、適正化に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

削減の方法につきましては、職員の新規採用の抑制が考えられますが、職員の年齢構成等をできるだけ適切なものにするために、一定の新規採用は必要と考えておるわけでございます。

具体的には、資格の必要な職種を除きまして、定年退職者の2分の1から3分の1を補充する方法により、削減したいと考えておるわけでございます。そのためには、スクラップ・アンド・ビルドを基本といたしまして、事務の統廃合や支所機能の縮小などの必要性が生じてく

るものと考えておるわけであります。

なお、関係の一部事務組合等にも職員を派遣しているところですが、それらの人数につきましても検討してまいらなければならないと考えております。

また、議員御指摘の職員の新規採用を抑制することによりまして、一時的に管理職とそれ以外の職員とのバランスが悪くなるということが予測されておるわけですが、これは組織運営上余り好ましいこととは考えておりません。できるだけこのバランスをとるためには、組織のスリム化、簡素化をしていく必要があると考えておるわけでございます。具体的な方法につきましては、今後さらに検討を重ねながら、役職の簡素化に努めながらバランスのとれた構成になるよう配慮していきたいというふうに考えておるところでございます。

今後は、定員適正化計画に基づきまして、職員数の適正化を図りながら改革を進めていきたいと考えておるところでございます。山本議員さんからしっかりやれという励ましだというふうに認識をいたしておりますので、市長以下職員、市民のために一生懸命努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく御協力をお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○小泉勝明総務部長 議長

○清水久二博議長 小泉総務部長

〔小泉勝明総務部長 登壇〕

○小泉勝明総務部長 それでは、私からは山本議員さんの御質問中、市職員のボランティア活動についてお答えをいたします。

ボランティア活動は、社会をよりよくするため自分の技能と時間を自主的に無報酬で提供するものでございまして、私たちが社会生活を営む上で必要な相互扶助の精神に基づいた活動でございます。ともに築き上げる地域づくりを目指して参加するものであると考えております。

市職員は市民の皆さんや地域に貢献するた

め、このようなボランティア活動に積極的に参加しなければならないと考えており、現に清掃活動あるいはスポーツ、観光人力車運行のスタッフ、地域活動など、さまざまなボランティア活動に参加しているところでございます。

災害時に市職員がボランティア活動として災害対策を行ってはどうかという御質問でございますが、市職員が災害時におきまして災害対策本部の指示に基づき緊急連絡等、市民の生命、財産を守るための業務には的確な判断と適切な行動が求められるものであります。

したがって、災害対策本部業務のような重要な業務には公務として重視しなければならない、すなわちボランティアとして活動することは適切ではないと考えております。この点は御理解をいただきたいと思っております。

しかしながら、厳しい財政状況の中、できる限り管理職がその職務に従事すること、あるいは御指摘の代休等の活用を促すなど、時間外勤務手当を縮減することにより、経費節減を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、災害対策本部の業務とは別に、地域におけます災害復旧作業等にボランティア活動として参加することが可能なものにつきまして、市職員も積極的に参加するよう呼びかけてまいりたいと考えております。

あわせて、災害時以外の地域のボランティア等への参加につきましても、さらに積極的に参加するよう呼びかけることといたしたいと思っておりますので、どうか御理解をいただきますようお願いいたします。

以上、お答えいたします。

○清水久二博議長　しばらく休憩いたします。

午後1時から会議を開きます。

午前11時57分　休　憩

~~~~~

午後1時00分　再　開

○清水久二博議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○小島健市企画財政部長　議長

○清水久二博議長　小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長　登壇〕

○小島健市企画財政部長　それでは、財政問題に関しまして、平成17年度の市債残高と今後の見通しについてお答えをいたします。

山本議員さん御指摘のように、一般会計における平成16年度末の市債残高は約366億円となっており、市民1人当たりいたしますと約70万円となります。

また、公債費比率は20.5%といった状況でございます。市債残高を償還するための予算、公債費の割合が順次増加してきており、その負担の適正化は大きな課題となっております。

さらに、起債制限比率は平成17年度に14%を超える見込みとなったため、公債費負担適正化計画を策定いたしまして、平成17年度中に県へ提出をしたところでございます。

現在、この計画に基づきまして、起債の借入れを管理し、公債費比率の低減と市債残高の減少に取り組んでいるところでございます。このような取り組みによりまして、現在の予定では平成17年度末の一般会計の市債残高は約15億円程度減少し、351億円程度になるものと考えております。

平成18年度の起債発行予定額につきましては、今後の収支見通しや災害の発生状況等により変動いたしますので、未確定要素があるわけでございますけれども、適正化計画に基づく適切な起債発行管理により、平成18年度以降も順次市債残高の減少を図ってまいりまして、中・長期的に安定した柔軟性のある健全な財政構造を構築したいと考えておるところでございます。

また、起債制限比率につきましては、平成17年度の決算により確定いたしますけれども、現在のところ14%台の前半になるものと見込んでおります。

今後の見込みでございますが、適正化計画に基づく適切な起債管理により、順次低減に努めまして公債費負担適正化計画の最終年度であります平成23年度には起債制限比率を13%以下にしたいというように考えておりますので、何とぞ御理解をいただきますようお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○清水久二博議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からは農業問題についてお答えをさせていただきます。

農振農用地の見直しにつきましては、このたびの合併に伴いまして、農業振興地域の整備に関する法律というのがあるんですが、それに基づきまして、新市の農業振興地域整備計画の策定を平成18年と19年度の2カ年で計画をしています。現在は愛媛県の担当者と平成18年度からの実施に向けての協議を行っているところでございます。

この見直し作業に当たりましては、平成18年度より計画策定のための基礎の資料を収集いたしましたり、現地調査の実施及び各農業団体や集落代表者などの意向調査並びに集落説明会を開催いたしましたり、既存の農業振興地域の整備計画、それから各種振興計画との整合性を図りながら農業振興の方向と整備計画の構想を定めていきたい、このように考えておるところでございます。

特に、計画書に定める農用地区域におきましては、今後おおむね10年以上にわたりまして、農業上の利用を確保すべき土地について設定を行うものでございますから、既定の農用地区域の範囲をもとにいたしまして、集団的に存在をします農地や農業生産基盤整備事業の対象となる優良農地の範囲を関係する農業団体など等の意見聞きながら、十分検討をして守っていかな

ければならない農用地の明確化を図っていききたいと、こういうことでございます。

また、各種農業施策の実施可能性や、先ほど議員さんも言われましたが、都市開発や整備計画などとの調整を行いまして、現在農用地に指定しております、あるいはしてない農地の編入などについても慎重に検討してまいりたい、そういうふう考えておるところでございます。

ただいま合併後の早急な計画の統一化や見直しというものが各方面から強く求められておりますので、今後は本庁及び支所との連携を強化いたしまして、迅速なる伝達を図りながら農用地区域の設定方針においてもできるだけ統一的な運用で見直しを行ってまいりたい、このように考えているところでございます。

一方、本市における耕作放棄地の状況についての御質問がございました。現在、関係機関におきまして、市内農地の現地調査を行っておりますが、昨年の調査結果によりますと、国営パイロット農地で約74ヘクタール、また平たん部の調査農地につきましては約20ヘクタール、この土地が管理不良及び耕作放棄の状態となっております。

また一方、現地調査が完了してないところがございます。中山間部におきましては、多分約580ヘクタール程度の農地が遊休または管理不良農地となっているのではないかと考えております。特に、今言いました中山間部において耕作放棄地が進んでいるという状況にあると考えられます。

その対策といたしましては、農地流動化の奨励金交付事業の活用などによりまして、認定農業者へ農地の集積を行い、それから新規作物の実証事業ですとか、今一番力になっております中山間地域等直接支払事業の推進を図りながら、関係機関や団体と連携をしながら、この遊休農地の解消問題について一生懸命努力をしてまいりたいと、このように考えておりますので、どうぞよろしくお願いをしたいと思います。

す。

以上、答弁とさせていただきます。

○佐伯幸一総務部副部長 議長

○清水久二博議長 佐伯総務部副部長

〔佐伯幸一総務部副部長 登壇〕

○佐伯幸一総務部副部長 私の方からは庁舎前の駐車場についてお答えをさせていただきます。

来庁者の駐車場につきましては、庁舎前の駐車場及び立体駐車場を御利用いただいておりますが、市町村合併に伴う来庁者の増加や申告相談などの来庁者が集中する時期には駐車スペースが不足しているのが現状でございます。

このことから、来庁者の利便性の向上を図るため、国庫補助事業を活用して旧大洲警察署体育館跡地を購入し、現在庁舎第2駐車場として整備をしているところでございます。整備後には、一部の公用車を第2駐車場や庁舎裏駐車場に移動し、立体駐車場の駐車スペースを確保するとともに第2駐車場にも来庁者の駐車場所を確保する計画でございます。

また、渋滞を緩和し、よりスムーズな利用をしていただけるよう立体駐車場への誘導について案内表示の設置を検討いたしております。

今後におきましては、庁舎前駐車場の管理棟の撤去を行うとともに各駐車場の利用状況を見ながら、なお不足する場合には身体障害者駐車スペースの増設を含めた庁舎前広場の有効活用につきましても検討してまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えいたします。

○垣内哲病院事務課長 議長

○清水久二博議長 垣内大洲病院事務課長

〔垣内哲病院事務課長 登壇〕

○垣内哲病院事務課長 山本議員御質問中、市立大洲病院関係について答弁させていただきます。

議員御指摘のとおり、自治体病院を取り巻く環境は極めて厳しい状況でございますが、当院

は平成8年度以降、今日まで健全経営を維持しております。議員さんを初め市民の皆様の御支援によるものと心より厚く御礼申し上げます。

お尋ねの病院移転後11年間の評価についてでございますが、まず移転前後の外来患者数を比較してみますと、移転前の平成元年度から平成6年度までの6年間の年間平均外来患者数は8万6,976人であります。これに対し、平成7年度から平成16年度までの10年間の年間平均患者数は13万2,989人であり、差し引き4万6,093人の増加となっております。移転前に比べ1.53倍の大幅な伸びを示しております。

また、入院患者数は許可病床数が移転時に9床ふえたことから微増となっておりますが、一般患者の平均在院日数を見てみますと、平成5年度は30日であったものが平成16年度には18.3日となり、急性期型の病院に変貌しております。

一方、組織体制面では、移転後におきまして地域医療連携室、訪問看護室、さらに診療録管理室を設置するとともに、施設基準につきましても看護基準の2対1など、5種類の施設基準を取得するなどの経営努力を行ってまいりました。

さらに、平成16年7月に財団法人日本医療機能評価機構によります病院機能評価を受審し、577項目にわたる審査を受けております。この機能評価受審に先立ち、全職員が一丸となりまして医療サービス全般の見直しを行い、問題点の抽出、改善を行っております。しかし、外来患者数が大幅に増加したために医師が法定数に達していないと、この一点のみでいまだ認定に至っておりません。とはいえ、これらはいずれも患者様に信頼される良質で安全な医療を提供し、地域社会に貢献しますという当院の理念や患者様やその家族の心を理解し、温かみのある医療を実践しますなど、5項目からなる基本方針が職員に十分に浸透し、理解され、実践できているあらわれであると思っております。

しかしながら、患者サービス向上のための取り組みに終わりはありません。全職員が常に医療サービスの見直しを行い、患者様の信頼が得られるようさらに努力してまいりたいと考えております。引き続き御支援いただきますようお願い申し上げます。

次に、診療報酬引き下げの影響と、その対応についてでございますが、診療報酬改定は2年ごとに行われているものであり、今回の改定は本体部分が1.36%、薬価・診療材料部分が1.8%、計3.16%と過去最大の下げ幅となっております。単純に当院の医業収益で換算いたしますと年間で約1億円の減収になるものと大変危惧をいたしております。このような厳しい現実を踏まえ当院といたしましては、職員が危機感を共有し、患者様サービスに徹するとともに、企業性を発揮し、市民の信頼と期待にこたえるべく地域医療の充実確保と健全な経営の確立に、なお一層努力してまいりたいと考えております。

最後に、市立大洲病院の今後のビジョンでございますが、これまでの取り組みをさらに充実させながら病院と診療所の病診連携、病院間の病病連携を進め、それぞれの病院が専門的な機能を分担することで地域医療の確保、充実が担えるよう努めてまいりたいと考えております。

また一方で、大学病院や国立病院が2年前にすべて独立行政法人化されております。新地方行革指針でありますとか地域医療の確保と自治体病院のあり方等に関する検討会などからも自治体病院におきましても民間移譲、指定管理者制度の導入、広域連携、地方公営企業法の全部適用、PFI事業、地方独立行政法人化の方向性が示されておりまして、いずれ検討する時期が来るかと思っておりますが、基本的には地域の実情に合った必要な医療を確保することが前提であると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは市民運動会についてお答えをいたします。

市民運動会につきましては、昨年は合併1年目ということで調整ができず、実施できなかったものでございますが、その後の企画会等において、平成18年度からは全市を挙げて実施することで調整ができ、合併後の市民相互交流の場として新市第1回目の市民運動会を計画しているところでございます。現在、各支所及び関係機関団体と協議を進める中で、旧大洲につきましては14チーム、長浜は2チーム、肱川は1チーム、河辺は1チームの合計18チームが参加する方向で、おおむね合意をいただいているところでございます。

また、開催日につきましては、各地の地方祭、各小・中学校の運動会及び公民館行事等を勘案いたしまして、調整を図った結果、平成18年度は10月1日の日曜日に開催する予定でございます。今後におきましては、新年度になりまして企画会及び実行委員会等を開催し、種目、年齢要件等を協議することになりますが、各支所及び各公民館また各体育協会等を交えて調整をいたしまして、さらに実施に向けましては、各地域体育協会にも御協力をお願いしてまいりたいというように考えているところでございます。全市を挙げての市民運動会開催とするため、各機関、団体と協議を重ね、進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても格別の御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○清水久二博議長 次に、梅木良照議員の発言を許します。

○10番梅木良照議員 議長

○清水久二博議長 梅木良照議員

〔10番 梅木良照議員 登壇〕

○10番梅木良照議員 10番自民クラブの梅木で

す。議長のお許しをいただきましたので、通告しております項目について質問をさせていただきます。

大森市長が誕生し、丸1年を経過しましたが、厳しい財政状況の中で、就任後間髪を入れずに取り組まれております土地開発公社の経営の健全化など長年の負の財産の解決を優先しなければならない市政運営は、大変な御苦勞がোধありであろうと推察いたします。この難局を乗り切り、快適で住みよい大洲市の実現を図るためには、市民の皆様の御理解と御協力が何よりも必要なときであります。そのためにも市民と行政、議会が協働することが何より必要との思いで質問をさせていただきます。

まず、市民への情報伝達機能の確立についてお尋ねいたします。

情報伝達機能の確立についての質問は、昨年の6月議会に引き続き2回目となります。災害は忘れたころにやってくると申しますが、大洲市の場合はまだ生々しいうちに災害に見舞われております。しかも、年々被害が甚大になっており、被害に遭われた方の心痛は察するに余りあるものがあります。地震、風水害などの情報伝達機能の確立は、安心して暮らせるまちにするため、欠くことのできないものであり、提案を兼ねて質問をさせていただきます。

本題に入ります前に、今回の当初予算において河辺地域の公共施設の避難箇所2カ所、農業構造改善センター、地域活性化センターにテレビが受信できるよう要望いたしておりましたところ、早速予算措置をいただきましたこと御礼申し上げます。両施設とも台風などの警報が出れば、必ずと言っていいほど避難される方がおいでになる施設です。携帯ラジオはほとんど外国の放送しか受信できず、肝心の台風情報が聞けなく、情報不足に不安な思いをされておりました。旧村時代から、テレビは備えてあるのにアンテナの引き込みがなされていないというお粗末な状況でしたが、今回御配慮をいた

だき、避難された方もテレビを通じて台風情報などをリアルタイムに得ることができ、大変喜ばれることと思います。

なお、予算は計上していただいたのに台風時に整備されていないなどということのなきよう、迅速に対応していただきますよう要望もいたしておきます。

さて、本題ですが、今回の平成18年度当初予算において防災行政無線施設基本計画作成業務委託料210万円が計上されており、その積極的対応に期待いたしております。しかしながら、平成15年、16年の2カ年事業で整備した河辺地域の防災行政無線整備は、屋外受信拡声装置45局、個別受信機540台に初期投資が1億8,301万8,000円、維持管理は年間285万円を要しています。このことから見ても、大洲市の未整備地区全域の整備を完了するためには、多大の初期投資費用と維持費が必要になってまいります。現在の大洲市の財政状況から見て、完全整備完了までには相当の期間が必要ではないかと思われま。

そこで、地域防災情報を携帯電話に配信する防災ネットを検討されてはどうかを提案したいと思います。

今回、個人視察研修で兵庫県南淡路市の南淡路市防災ネットを研修させていただき、大洲市としても検討に値するシステムではないかと感じました。ドコモ、ボーダホン、auなどすべての携帯電話に対応し、初期投資費用0円、ここが大変魅力でありますし、しかもランニングコストも月10万5,000円、年間わずか126万円で火災情報や災害時の避難命令などの防災情報を携帯電話にメールで知らせるシステムです。東京出張中でも北海道でも携帯電話の受信ができるところならリアルタイムに情報が受信できますし、大洲市も長浜の青島から四国カルスト付近まで大変広域になっており、消防団員なども地域外に勤務される方もさらに多くなります。防災行政無線では対応できない部分も出てまい

っておりますとき、消防団員への出動要請、不審者情報など子供の安心安全にも効果は大きいものがあると思われます。初期費用0円でランニングコストもわずか、しかも短時間で整備可能なこのシステムは、防災行政無線と二重投資にもならず、防災行政無線がある地域でも、ぜひ取り入れたいシステムですので、大洲市も導入を検討されてはとありますが、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、電子入札制度の導入及び予定価格の事前公表についてお尋ねいたします。

大洲市行政改革大綱案では、電子自治体の推進がうたわれております。この行政改革大綱に基づき策定される大洲市集中改革プランの中では、時代に応じた入札、契約制度への対応と記述されており、検討はされていることと思いますが、電子政府、電子自治体が急速に進展すると思われる中、大洲市では電子入札制度導入の取り組みはどのように考えておられるか、お聞かせいただきたい。

あわせて、予定価格の事前公表についての取り組みについてもお聞かせいただきたいと思います。

最後に、協働のまちづくりについて協働のまちづくり条例を検討されるおつもりはないかをお尋ねします。

我が国は今大きな分岐点に立っていると言えます。バブル崩壊から15年、日本経済は長い低迷から脱しつつありますが、この間、構造改革が推進され、21世紀型のシステムが次々と変革されました。自立自助の経済システムの確立が図られる一方で、能力や成果を競う競争の時代となり、社会の格差が広がりつつあると言われております。地方公共団体においても地方分権時代を迎え、自主財源の乏しい自治体はさらに厳しい状況を迎えております。この地方分権時代にふさわしいまちづくりは、行政だけで進めるのではなく、市民の皆さんの参加、協力やさまざまな役割を担っていただくことが何より重

要であります。バブル期には国も県も、そして市町村も潤沢な予算があり、住民の要望をほとんど聞き入れてあげることができました。時の市長はもちろんですが、議員にとりましても住民の要望を行政に届けるだけで、その実現が可能な時期でした。今はどうでしょうか、市民の皆さんからの要望のほとんどにこたえてあげられないのが現実ではないでしょうか。そのつらさは市長が一番感じられているのではないかと思います、いかがでしょうか。

バブル期には何でも行政に頼る市民、何でもかなえてあげる行政の構図ができ上がっておりました。そんな時代の行政の過保護が招いたことではありますが、住民が行政に頼ることがふえ、地域の力が低下していると言われております。地域の力の復活には地域コミュニティというまちづくりの原点に戻るべきと言われており、地域コミュニティの原点に戻るためには、市民との協働を基本とした市政運営、地域の多様な力を結集し、市民との協働を推進し、市民に支えられて機能する地域社会の実現を図る必要があるのではないのでしょうか。そのためにも事あるごとに市民にアピールする方法として協働のまちづくり条例を制定し、その意気込みを市民はもとより全国に発信し、市民との協働のまちづくりを実現してはどうかと考え、市長のお考えをお尋ねいたします。

今の大洲市政運営には、何よりも市民の皆様の御理解と御協力が必要との思いをお伝えし、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、梅木議員さんお尋ねございました大きいテーマが3つあったわけですが、3つ目に御質問をされました協働のまちづくりについて、条例化をする考えはないのかという御質問について、私の方から

お答えをしたいというふうに思います。

平成12年4月に地方分権一括法が施行されて、それまで国が行ってきたさまざまな事務や権限が地方へ移譲されるようになりました。各自治体がみずからの決定と責任において、まちづくりを進めていくことが、強く求められるようになってまいったのでございます。

そこで、全国の自治体におきましては、地方自治の本旨である自分たちのまちは自分たちがつくっていくという理念のもとで、市民と行政とがよりよきパートナーとなり、お互いの知恵と力を出し合いながら進めるまちづくりとして協働のまちづくりを進めて、現在いるところでございます。そして、そこには市民の意見やニーズなどが十分に反映できる新しいルールづくりが必要となってまいりますので、その基本となるものとして自治基本条例とも言われております協働のまちづくり条例を制定する自治体も現在出てきておるところでございます。

本市におきましても、合併をいたしました旧4市町村の住民組織の見直し、統合を進めている段階でありまして、先ほど午前中の御質問でもお答え申し上げましたように、それぞれ異なる形態で長らく運営をされておりました自治会や区長会、コミュニティー組織等を統一して、一体的な運営を目指しているところでございます。

まずは、このような住民自治組織を統一的なものとし、住民相互の一体感の醸成に努めながら、新市として1つになったということを実感していただくことが、まず新しいまちづくりの第一歩ではないかというふうに考えておるところでございます。

こんな状況の中にございますので、議員さん御提案の条例の制定ということにつきまして、これら住民組織のあり方の検討や統一に向けた作業の進捗状況を踏まえながら考えさせていただきたい、今後における検討課題というふうにさせていただきたいというふうに存じてお

る次第でございます。

なお、現在策定中の新市総合計画におきましても、協働のまちづくりを基本理念の一つに掲げておるわけでございまして、今後は市民の皆様とともに知恵を出し合いながら力を合わせてまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、今後とも議員さん各位の御指導と御協力をお願いするものでございます。

いずれにしても、先ほど結びに言われたように、大変やりたい、やったらいいということは盛りだくさんにあるわけでございますが、なかなか一足飛びにまだできておらない点が多いわけでございますが、ただ長い歴史の中で、せんだってラジオを聞いておりましたら言っておりました。かつて、二宮尊徳先生――二宮金次郎、学校にはありましたが、銅像が。最近はどうほとんどなくなりまして、あの像を見ながら思った人があるそうでございます。先生が残されとる本に、道徳を考えずにやる経済は犯罪である、これまさに最近のライブドアの問題あたりを指して言っとるんだらうと思うんですが。また逆に、経済を考えずに道徳ばかり言うのは寝言であると、まさに現代の我々、議員さんも同じでございます、私も同じだと思います。この相反することは、非常に大事なことだと思ってしみじみラジオを聞いたわけでございますが、経済性を考えずに道徳ばかり言っとるのは寝言だと、また逆に道徳観のない経済、利益追求ばかりやるのは、これはまことに犯罪であると。きのうですかきょうですか、ライブドアの問題も東証の上場から消えたそうでございますが。

そういう状況の中で、行政をこの三位一体という名のもとに権限だけやるぞと言われまして、裏づけがないわけですから非常に難渋をしながらこの小さい自治体を預かっておる私としましても皆さん方としても、いろんな地域の要望があろうと思いますが、取捨選択をしながら優先順位をもってやっていかなければならな

い。この相矛盾した厳しい現実を踏まえながら頑張っていきたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いをしたらと思います。

他のことにつきましては、またほかの者で答弁をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○小泉勝明総務部長 議長

○清水久二博議長 小泉総務部長

〔小泉勝明総務部長 登壇〕

○小泉勝明総務部長 それでは、私からは電子入札制度の導入及び予定価格の事前公表につきましてお答えをいたします。

当市におきましては、従来から公共工事等の発注、契約において、公平性、透明性、競争性の確保に努めておりまして、適切かつ適正な入札契約業務の執行により、市民の皆さんの信頼確保を図っているところであります。

まず、御質問の電子入札制度の導入についての取り組みについてでございますが、これにつきましては12月議会でも武田議員さんに御答弁をいたしましたところでございますが、議員御指摘のとおり、御承知のとおり、電子入札の仕組みにつきましては、インターネットを使って指名から落札までをパソコンの画面上で処理するというものでございます。この電子入札の導入状況でございますが、現在県下の20市町の中で導入しておりますのは松山市のみでございます。それも一部の大規模工事についてということでございます。

このような現状の中、当市におきましては2010年度を目標に導入を考えておるところでございますが、これにつきましてもシステムの構築あるいは業者側の受け入れ体制のこともありますので、実情を的確に把握しながら、また近隣の市町の状況等も考慮に入れまして、対応していきたいと考えておるところでございます。

次に、予定価格の事前公表の方針についてでございます。

予定価格の事前公表に関しましては、現在県下20市町の中で12の自治体が行っている状況でございます。この予定価格の事前公表につきましては、落札率の高どまり、あるいは談合を助長するのではないかと、こういった懸念もまだございますので、今後公表によりますメリットも十分考慮に入れまして、慎重に検討してまいりたいと考えておるところでございます。

なお、今後におきましても、時代に応じました適正な入札契約事務が行えますよう制度の見直しを随時行い、その効果を検証しながらよりよいシステムづくりが重要であると考えておりますので、どうか御理解をいただきますようお願いをいたします。

以上、お答えいたします。

○白石隆壽総務部副部長 議長

○清水久二博議長 白石総務部副部長

〔白石隆壽総務部副部長 登壇〕

○白石隆壽総務部副部長 それでは、私の方からは携帯電話を利用した防災ネットの構築についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、情報伝達機能の確立につきましては、災害に強いまちづくりを推進する上で、極めて重要なことであると思っております。そのようなことで、当市におきましては、御案内のとおり新市建設計画の中で防災行政無線の整備が位置づけられております。

また、今後の整備計画につきましては、昨日申し上げましたように平成18年度に基本計画の策定を行いまして、19年度に実施設計、20年度から施行する予定でございます。

したがいまして、今回御提案をいただきました緊急防災情報を携帯電話に配信する防災ネットの事業化につきましては、既に新市の主要事業として計画に上がっております防災行政無線との比較検討を行う必要がございますので、今後資料等を取り寄せまして、そのメリット、デメリットなどについて十分検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしく

お願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○清水久二博議長 次に、大野新策議員の発言を許します。

○29番大野新策議員 議長

○清水久二博議長 大野新策議員

〔29番 大野新策議員 登壇〕

○29番大野新策議員 日本共産党の大野新策であります。今議会は平成18年の第1回定例会ということで、私は発言通告に基づきまして、市長初め担当部課長に質問を行いたいと思います。

今、国会は衆議院から参議院に審議の場が移り審議が進められております。今国会は、小泉内閣と自公連立与党が進めるアメリカとの軍事同盟を優先をさせ、憲法改悪を行い、第9条をなくして海外でアメリカとともに戦争できるようにするため憲法改悪をする国民投票法案をつくっていく、こういう動きがあります。

その一方で、国民には負担増と大増税計画、消費税の大幅引き上げなど暮らしや福祉破壊を進める政策と予算の審議が行われております。国民の命と健康、安全を脅かす、うそと事実隠しの耐震偽装問題、BSE牛肉輸入の問題、小泉首相やマスコミが勝ち組とあおって、法に触れてもつかまらなければ勝ち組として生き残れると持ち上げたホリエモンが率いるライブドアの株式操作疑惑問題、防衛施設庁の天下りと公共事業入札問題、これらは4点セットと言われて、これらの問題の徹底究明を行うことが、政治の信頼を取り戻す絶好の機会だと注目をされていたところであります。

しかし、にせ情報に基づいてメール問題を取り上げた民主党の議員の質問で、政府・与党は息を吹き返した。今、国会は白けムードであります。4点セットの解明は多くの国民が徹底究明を求めている問題でもあります。国会は国民が納得のいく解明を図って、政治の信頼を一日も早く取り戻していくべきであります。

愛媛でも今2月県議会が開かれております。大幅な財政危機で歳入が落ち込み、知事公舎や県有地の売却、特別職の給与カットや職員給与の引き下げ、地方局の統廃合、職員削減、また市町への補助金の引き下げや負担金の削減で、この財政難を乗り切るとしています。県は財政難というのなら大型港湾などの公共事業や、流域の住民の多くはむだな公共事業として反対をしている山鳥坂ダム建設に5億2,000万円をつぎ込むこういうことをやめて、むだな事業見直しや不要不急の事業見直しを行って、県民の納得のいく予算編成を望むものであります。県でも大洲市でも、小泉内閣が進める構造改革の三位一体の改革が押しつけられ、県でも大洲市でもその影響が議会の予算にも反映をしております。

市長は小泉内閣が進める構造改革三位一体の改革をどのように評価をしておられるのか、また今後大洲市にどのような影響が出ると考えておられるのか最初に所信を伺い、通告に基づく質問に入りたいと思います。

質問通告の第1は、平成18年度予算の編成についてであります。

大洲市は、昨年、旧大洲市、長浜町、肱川町、河辺村の4市町村が合併をして新市となって2年目です。

まず1点目は、合併してもサービスは高い方に負担は低い方に合わせていく、住民負担を軽くするというのが市民への公約でありました。合併してよかったと実感できる施策は、この平成18年度予算案でどのように生かされているのか、まず伺いたいと思います。

2月28日に開かれました議案の説明会の席上で、助役は学校の校務員の配置をする、給食費から燃料費を取っていたが、今後はやめて給食を充実させることなどで取り組むと説明をされました。3月8日の議案説明で市長は、平成18年度から校務員が配置されていなかった河辺の小学校、中学校、肱川の大谷、中野、正山、

予子林、各小学校に学校校務員を配置すると提案をされました。この問題は、我が党の梅木加津子前議員が合併前の河辺村議会でも取り上げ、合併後の昨年3月と6月議会の質問で取り上げて、一日も早く配置すべきだとの質問を行いました。市内の6校に学校校務員が配置されていなかったということもわかった。教育委員会は前向きに取り組んでいくと答弁をされて、今回住民サービスが生かされた一つの事例として私も受けとめました。

しかし、内容を見ますと、校長に電話をして確かめてみました。3月に開かれた校長会で校務員を4月から配置する、勤務時間は4時間程度、それも臨時職員、採用は校長が決めよという報告と説明があったと言われております。現在、市内に配置をされている校務員は正職員であります。人事異動も毎年行われて、市内の小・中学校で勤務をしておりますけれども、今回提案をされているような変則的な勤務時間と身分、また校長の判断で地元の人を採用させるというのは、私は問題だと考えます。正職員の配置を行って、市内で校務員の人事交流も含めた対応をすべきだと考えますけれども、見解を伺いたいと思います。

2点目は、合併後に選任をされた地域審議会についてであります。

昨年11月14日から25日にかけて第1回の会合を開いたと報告をされました。新市計画を進めるために地域の重要課題、要望をまとめ理事者に反映するとして、旧市町村で各15名の委員を選任されたところであります。平成17年度の審議会ではどのような要望が出され、それが集約されているのか、活動の報告とあわせて具体的な説明を求めるものであります。

また、市長は今年度どのような問題をこの地域審議会に諮問しようと考えておられるのかも伺いたいと思います。

3点目は、旧市町村の重要施策と要望、これは平成18年度予算にどのように反映をされてい

るのか、また残事業としてどのような事業があるのか、今後の事業化についても具体的に伺いたいと思います。

4点目は、暮らしと福祉の問題であります。

小泉内閣が進める構造改革路線のこれまでは、国民には大幅な負担増を押しつけ、大企業には空前の利益をもたらした。格差はないと国会でも盛んに強調をされてきたところであります。しかし、勝ち組、負け組という言葉も当然のように使われておりますけれども、ホリエモンのような人は別といたしましても、まじめに働く国民が私は負け組だとは思いませんけれども、暮らしや福祉が後退をし、格差が広がってきている、これはだれもが実感をしているところであります。

大洲市でも、生活保護世帯は市内で平成13年度159世帯178人が、平成17年度は211世帯257人にふえています。平成13年度は旧大洲市だけで見ましても135人であった就学援助受給者は平成17年度は222人にふえ、新市では253人ということであります。これらの事実を見ましても生活が苦しくなっているのが現実であります。市内でも格差が広がっているのは事実であります。

また、国保税についても平成13年度の未収、収入未済額は滞納繰越分を含めて2億93万円ですが、平成16年度は2億7,837万円になっております。現年課税分を見ましても、平成13年度は5,813万円が平成16年度には8,647万円と大幅な滞納、未収になっております。まさに、生活に密着している基礎の部分への影響が大きくなっていることがわかります。国保の短期証明も、平成13年度は45世帯から平成16年には101世帯と倍加をしております。国保の減免規定を適用しても、これだけの滞納者が生まれているわけですから、市民の負担が大きくなっていることは明らかであります。国の負担率を元に引き上げさせていくことが必要だと思います。国保税の軽減のためにも国の負担率を元に

戻すように国へ働きかけを行うことが求められていると思いますけれども、市長の所信を伺います。

また、4月から実施をされる税の滞納整理機構への移行を国保税に限りて伺いますけれども、どのようにされるのか報告を求めるものであります。

次に、4歳未満児の医療費無料化について改めて見解を伺います。

3歳児は416人、現在県の制度で3歳未満の児童は医療費が無料でありますけれども、1歳引き上げて4歳未満の児童の医療費を無料にするのに、昨年は2,050万円かかると試算をされておりました。今年度、試算をしてもらいますと、市の負担は1,300万円あればできるとの資料をいただいたわけでありまして。担当課では、国に対しては対象年齢の引き上げを県を通じて毎年要望してきた、平成18年度も改めて要望していると、これは12月議会でも答弁をされたところでありまして。

既に、四国中央市や八幡浜市では、市民の要望にこたえて4歳未満児の医療費が無料化されて喜ばれております。旧河辺村では実施をされていた事業であります。サービスを高い方に合わせるという市民への約束を実行していくならば、大洲でも国や県の施策を待つのではなく、市長の独自の判断で実現できる制度でありますから、政治姿勢の問題でもありますから、もう担当課の答弁は要りませんから、市長の見解を改めて伺いたいと思います。

次に、学童保育の実施について改めて質問をします。

私は、昨年の12月議会でも学童保育を一日も早く行うよう教育長の見解をたどしました。集計途中と報告もありましたけれども、1,369人からのアンケートをとって、希望者も128人のことでありました。昨日の答弁では、164人の希望があったと答弁をされたところでありまして。喜多小、大洲小、平小で希望者が多いとい

うのは、アンケートでも示されているとおりであります。これらの学校では空き教室がないということで、教育委員会では平成18年度中には実施できるようにすると答弁をされたところであります。現在、喜多児童館で行われている学童保育というのは変則的な対応でありますし、私は一日も早く希望者が望む学童保育が行われるように期待をするところであります。改めて今後の取り組みについて伺いたいと思います。

次に、介護保険の問題について伺いたいと思います。

今議会は、介護保険料の引き上げが提案をされております。日本共産党は、介護保険料の大幅な引き上げをやめて、暮らしと福祉を充実せよと申し出をしましてまいりました。

改めて伺います。計画では、第2期介護保険料基準額は月額3,214円でありましたがけれども、平成18年度から始まる第3期介護保険料基準額は、月額3,745円に531円引き上げるようになっております。引き上げ率も大洲は10.7%、長浜24.5%、肱川36.6%、河辺では49.8%と大幅な値上げ案であります。とりわけ、河辺では月額2,500円の介護保険料が一挙に3,745円、約50%の引き上げになるわけでありまして、暮らしを直撃すると思います。保険料の改定は、暮らしの実態に合わせて、緩和策を含め段階的な引き上げができないのか、まず伺いたいと思います。

また、平成18年度以降は同一のサービス水準が確保できるように努めると明記をされておりますけれども、旧町村でのサービス水準がどのように確保されているのか、今後の計画も含め具体的な説明を求めます。

質問の大綱2番目は、山鳥坂ダム建設を中止して清流と自然を守り、治水対策を進めることについてであります。

1点目は、山鳥坂ダムの中止を求めることについてであります。

私は、山鳥坂ダム建設反対、治水は鹿野川ダ

ム改造と河川改修、堤防整備を行って、流域住民の皆さん方が安心して住み続けられる地域づくりを改めて表明するものであります。山鳥坂ダム環境検討委員会は、環境アセスを進める報告書として、3月9日に環境アセスの問題を発表いたしました。内容は、3月5日の新聞紙上でも報道をされたところでありますけれども、国土交通省は、アセスの基礎資料で流域にクマタカの営巣が見られない、確認されていない、巣をつくるような樹木はないといたしまして、クマタカを注目種から外して、建設には問題がない、こういう見解を示しています。

国は、今厳しい財政難の中で、公共事業の見直しを全国的に行っておりますけれども、流域住民が長年、治水効果のない山鳥坂ダムはむだなダムだと建設反対の運動を続けているわけがあります。山鳥坂ダムの建設を何が何でも進めようとしているのが国の態度であります。山鳥坂ダムを建設しても、あと幾つものダムをつくらなければ、大洲、長浜地区の治水はできないというのが国土交通省の説明であります。治水効果のない山鳥坂ダムに今年度もダム建設予算として10億円余の予算をつける、県も5億円の負担を行うとしております。肱川水系河川整備計画は30年というスパンですけれども、ダム建設が第一で、住民の要求である鹿野川ダムの改造や河川改修、堤防整備はダム建設を行うための従属的な目標とされていることを多くの住民は知っています。河辺川流域の住民が安心して住める地域づくりと暮らしの再建、環境整備を行って、流域の貴重な自然と動植物の保護を行うべきであります。そして、ダム建設を中止して、鹿野川ダム改造、河川改修と堤防整備を優先して行うように国や県に要望されるように要求をするものであります。市長の所信を伺います。

2点目は、肱川の清流を守ることにについてであります。

清流保全審議会の委員が15人以内で委嘱をさ

れ、清流保全の活動をされておりますけれども、審議会の活動がどのようになっているのか、まず伺いたいと思います。

あわせて、審議会のもとに河川美化協力員を30名委嘱しておりますけれども、委員に選任されたある方からは、これまで何回もレポートをまじめに出してきた、しかし活動報告はまとめられた形跡がない、どうなってるのか心配だと言われております。これまでの活動をどのようにまとめておられるのか、また委員の選任はどのような基準で行われているのか説明を求めたいと思います。

最後に、その他市政について2点だけ質問をいたします。

1点目は、多くの市民がその後どうなっているか、どう処理されたのかと疑問を持っている大洲温泉株式会社への出資金の処理についてであります。

大洲市は、2株の所持をしておりましたけれども、どのような処理がされたのか説明を求めたいと思います。

2点目は、住民投票を求めた署名収集人の氏名公表問題。

プライバシー侵害の裁判は、高松高裁で市の敗訴決定判決が出されました。現在、最高裁へ控訴しておりますが、その後の経過をまず報告いただきたいと思います。私は、控訴を取り下げて関係者への謝罪と、一日も早く和解を行うように求めるものでありますが、行う計画はないか、考えはないか、こういう質問をいたしましたけれども、市長も交代をされたことであります。改めて見解を伺いまして、通告に基づく私の質問を終わります。

口早になりましたけれども、お聞き取りいただき、正確な答弁を求めたいと思います。ありがとうございました。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、大野議員さんの盛りだくさんな御質問、私の方からは、特にお名指しがございました三位一体改革の評価、大洲市への影響について、それから4番目の4歳未満児の医療費の無料化について、特にこの点、お名指しでございましたので、まずお答えをさせていただきますと思います。

三位一体改革につきましては、きのう来たびたびお話しをしております。御答弁をさせてもらっておりますとおりの実感でございますが、御案内のように、政府の聖域なき構造改革の一環として、官から民へ、国から地方への流れの中、地方が決定すべきことは地方みずからが決定するという地方自治本来の姿の実現に向けて、地方自治体の財政基盤や自立性の強化を実現するため、国から地方への権限の移譲、国庫補助負担金の削減、地方交付税の見直しを一体的に行うというものでございます。地方が決定すべきことは地方みずからが決定する。最大の課題につきましては、地方の財政基盤を確立することにより地方の自由度を高め、真に住民に必要な行政サービスを地方みずからの責任で自主的、自立的に提供できるようにすることというねらいでございます。

国と地方との改革は、常にこのことを念頭に置き、進める必要があると考えておりますが、平成16年度からの3カ年にわたる三位一体改革は、急激な財政環境の変化をもたらし、大洲市のように非常に小規模な自治体の、脆弱な財政しかない自治体におきましては、より厳しさを増したと実感しておるところでございます。何事につきましても、今までと違うことが行われる場合や物事が変化するときには、抵抗や摩擦を伴うものでございます。また、新たな光と陰の部分も生じると思われるものでございまして、しかしそのことを恐れていては時代や社会情勢の変化には対応できなくなるということも、県下の合併の進み方、その過程を見ておりましても間違いのないところだろうというふう

に思います。

そのようなことから、構造改革が必要と考えておりますが、みずからが変革する努力を恐れるものではありませんが、しかし今回の三位一体改革の評価につきましては、みずからのことはみずからが決定する分権型社会の実現をするために、財政基盤の確立に向けた地方の立場での改革であったのかどうかと問われましたら、批判的にならざるを得ない一面が私もあるというふうに思っております。

すなわち、分権の裏打ちとなる財政的な措置が、十分に反映しておるということにはなっておらない面が多分にあるなあというのが、私の偽らざるこの1年間やらせてもらっての実感でございます。

今後の影響でございますが、地方交付税につきましては、再三御答弁申し上げましたように、平成17、18年度は、地方公共団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税など、一般財源の総額は確保するという合意があるわけですから、平成17年度及び18年度地方財政計画におきましては、地方税と地方交付税とを合わせました一般財源総額は確保されております。しかし、平成19年度になりまして、それ以降につきましては、全く白紙の状態でありますから、国の財政再建路線の影響も含めまして、その見通しを、今どうなるのかと問われましても、なかなか情報不足といいたいでしょうか、先の見通しが立ちにくいと申しまいしょうか、そういう状況で、非常に不安定な予測しかできないというのが実態でございます。

また、平成19年度以降の第2期改革につきましては、地方六団体では交付税改革や、国と地方との税源配分のあり方などにつきましても、地方分権のビジョンを提言してもらうため、有識者にも加わっていただきまして、新地方分権構想検討委員会をことし1月に設置して、既に準備を始めてもらっております。今後、地方の意見をそういうところも通じながら、意見を集

約し、国と地方の本来のあり方や財政措置について検討されるものと考えておりますが、いずれにいたしましても、地方の意見が十分に反映された真の地方分権の実現が達成できるよう、今後の三位一体改革に対しまして、引き続き私も地方の生の声を届けていく必要があろうかと考えておりますので、御理解と御協力をお願いする次第でございます。

それから、お尋ねがございました平成18年度当初予算編成の考え方のうち、4歳未満までの通院医療費無料化についてでございますが、現在乳幼児に対する医療費助成につきましては、少子化対策などの一環として、就学前までの入院と3歳未満の通院に対する自己負担額を、県の補助を得て全額助成いたしておるところでございますが、議員さん御質問の4歳未満までの通院医療費無料化を実施いたしますと、現時点での試算で1,300万円の財政負担が生じるのではないかと考えております。

なお、財政負担につきましては、毎年の対象人数や医療費により若干の変動はあるものと思っておりますが、乳幼児に対します医療費負担につきましては、今、国会で審議されとりますように、3歳児未満は一般より低い2割負担が適用されておりますし、平成20年度から就学前まで拡充されることになっておるわけでございます。また、小泉首相の年頭所感では、今後少子化が進んでいくだろうと、社会全体で子供たちを健やかに育てていこうという環境整備に邁進をしていきたいと述べられておるわけございまして、その対策の一環として6歳児までの医療費を全額無料化する方向で検討に入ったという報道をされておるところでございます。

さらに、少子化担当大臣の発言としまして、お勤めになつとります女性の仕事と育児の両立支援のための子育て減税導入や出産無料化など持論を展開されて、今全国を回っておられるところでございますが、経済力の低い若年夫婦層に重点を置き、財政支援により少子化に歯どめ

をかける考えで、今後少子化担当大臣を中心に多方面にわたり議論がされるのではないかと考えておるところでございます。

以上のように、少子化問題につきましては、大きな社会問題となっておりまして、たかだか一市町において解決できるような問題ではないと考えておりますが、大洲市といたしましても、一日も早く国による少子化対策事業の実現を要望してまいりますとともに、現時点では現制度の範囲内で、昨日も申し上げましたように、当市といたしましてもやれることから手がけていく。それはささやかなことかもしれませんが、運動としては小さいことかもしれませんが、しかしやれることからやって対応をしていく、そのことがこの大きい国民的課題の少子・高齢化の中での子育て対策の一環として進んでいくのではなかろうかと信じておるところでございます。

その辺のところを考えておるわけございまして、あと滞納整理の問題、国保税の問題と絡めてでございますが、これにつきましては、現在3年目でしょうか、2年目ですか、来年もう1年ということでございますんで、2年ですか、ごめんなさい。数年にわたって県の方へ職員を派遣しております。滞納は余り好ましくないことなんです、現実としてはどんどんふえておるのが実態でございまして、これをどう整理していくかということが、もうこれは全国的なテーマでございまして、なかなか素人で回収するというのが、やっぱり専門的な知識といましようか、そういう方々の知恵もかりながら、手法も学びながらやらないとなかなかできないということのようございまして、事務所も新年度に構えられまして、私方の職員ももう1年残してくれということの要請がございまして、勉強を1年余分にさすようにしとります。1年たって帰りましたら、当然この滞納整理の任務に当たらせて、得て戻ったことを使って、頑張っ数字として上げてもらいたいと思っ

るわけでございまして、非常にこの問題は社会的傾向になっとりまして、大洲だけの問題ではございません。それと、合併いたしまして、納税組合とかあったわけですが、そういう問題の扱い等の絡みもございまして、非常に税金の問題、これから時間を割いて意を注がないといけない大事な問題だなというふうに認識をしておるところでございます。

それから、山鳥坂ダムにつきましては、私は少し大野議員さんにも褒めてもらえんかなと思っとったんですが、見解の相違といいたししょうかということで、ダムは要らんという話でございしますが、しかし私就任させていただきまして、何回となく高松、東京、県庁へ参りました。話しますたびに、やはり相手には相手の意見といいたししょうか、そういうものもありまして、私方は私方の長い、きのうから話をしておりますように、4分の1世紀にもわたろうかという長い歴史があるわけでございますから、それを踏まえて一生懸命お願いをして回るといことで、最終的にはやっぱりどういう形で折れ合うかということが、こういう問題も含めまして、交渉事だろうと思います。

一つの方向が整備計画ということで出たわけでございますから、もうこのことは狂うことなく、私はその方向に向けて邁進をしていくということが、私の大洲市を預かっておる、流域全体が合併をして一緒になった、この命題の解決方策だろうというふうに認識をしております。ですから、このことにつきましては、大野議員さんとも長い間いろいろやり合ってまいりました歴史があるわけでございますが、もう今となりますとは、私はダムをやっぱりつくるという前提でないと、鹿野川ダムの改造も築堤も国の方は話に乗ってこないわけでございますから、そうするとどこで折れ合うかということに、県も含めてダムの発電をやめてまで協力しようと、それからなけなしの財政の中であれだけの県の負担金を負うて、そしてこのことに取り組

んでやろうという今の知事の意気込みが伝わってまいりますれば、やっぱりこれを進めていく以外に私としてはないという認識をしておりますので、どうぞ議員さんもおいろいろお立場もありがたいことはよくわかりますが、久米川も決しておくれんようにやってまいりますんで、また側面的な御支援をいただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、ポイントだけでございますが、あと具体的な計数等、経過等ある問題につきましては、それぞれ担当の者から答弁をさせますんで、お聞き取りいただきたいと、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○小泉勝明総務部長 議長

○清水久二博議長 小泉総務部長

〔小泉勝明総務部長 登壇〕

○小泉勝明総務部長 それでは、私の方からは議員さん御質問のうち、受任者名簿公開訴訟につきましてお答えいたします。

この訴訟につきましては、第1審、第2審とも住民の知る権利を尊重することに努めました当市の情報公開が認められず、プライバシー権を侵害する違法な行為に傾いた判決が下されたところでございます。言うまでもなく、市民の皆様と争うことは本意ではございませんが、住民の知る権利を確保していくために、平成16年4月30日に最高裁に上告、受理申し立て書を提出いたしまして、同年7月26日に記録到着通知を受け、現在に至っております。

議員さんの方から和解についてありますが、本件のように相反する2つの主張の中で、和解という解決方法がなじむとは考えにくく、最高裁におきまして当市の主張が十分に御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○小島健市企画財政部長 議長

○清水久二博議長 小島企画財政部長

〔小島健市企画財政部長 登壇〕

○小島健市企画財政部長 それではまず、平成

18年度当初予算編成に関しまして、地域審議会の関係、それと旧4市町村の重点施策等の位置づけに関してお答えをいたしてまいります。

まず、地域審議会の平成17年度活動報告と18年度の計画についてでございますが、地域審議会の平成17年度の活動状況につきましては、昨年の11月に各地域において開催いたしました地域審議会において、審議会の概要、また新市建設計画の概要、それと総合計画の策定状況、本市の財政状況などについて御説明をさせていただいたところでございます。

今年度の審議会におきましては、こちらからの説明とか報告が主なものでございましたけれども、審議会の委員さんからは、行政連絡機構の現状とか治水対策の問題、またごみ処理方法について、そして防災対策などに関する御意見をいただいたところでございましたし、また審議会の方で自主的な勉強会なども考えてはどうかといった前向きな御提案もいただいているところでございます。

平成18年度におきましては、大洲、長浜地域の全校と肱川地域の一部の学校に配置しておりました学校校務員を市内のすべての学校に配置することとし、予算措置をいたしたところでございます。このことにつきましては、教育委員会の方から後ほど御答弁を申し上げますけれども、今回の予算措置につきましては、まずは校務員を市内の全校に配置しようという当面の措置として対処したところでございます。その配置基準とか勤務体制につきましては、現在も差異がございますので、さらに検討を行う必要がございますので、平成18年度において総合的な調整を行う予定といたしておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

また、平成18年度におけます審議会の諮問につきましては、平成17年度の運営方針と同様に、新市建設計画の変更に関する事項、また同計画の執行状況などを中心として御審議をいただきたいと思いますと考えておりますし、地域の課題と

か、新しい大洲市をどのようにつくっていくかといったような御意見について、また議員さんとは違った立場からお伺いをしたいというふうに考えているところでございます。

次に、旧市町村の重点施策及び要望の位置づけに関してお答えを申し上げます。

合併前の4市町村の主要事業につきましては、新市建設計画において、新市の施策の中に位置づけをされておまして、基本目標ごとにその事業名、事業の概要を記載しているところでございます。平成18年度の予算におきましては、まずは合併協議会におけます協議結果等を基本といたしまして、基礎的な各種事務事業を確実に実施できる予算を措置したところでございます。また、道路港湾等の継続的な社会基盤整備事業を初めとし、保育所、公民館の分館の建設、集会所や公園等の整備などにつきましても、その位置づけを行いながら計画的な推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、新市建設計画に登載されております文化会館、図書館、給食センター、これらの整備事業、それとか、先ほど来出ております防災行政無線施設の整備事業などの主要事業の今後の計画につきましては、昨日来市長より御答弁申し上げているところでございますが、今後の財政状況、また事業の緊急性、事業効果等を総合的に勘案いたしまして、その優先順位等について検討しながら、現在策定を進めております大洲市総合計画に位置づけを行いまして、その事業化に努めてまいりたいというふうに考えております。

それと、次に大洲温泉株式会社の出資金の処理についてお答えをいたします。

大洲温泉株式会社につきましては、厳しい経営状況が続きましたために、平成16年10月27日に株主総会による解散決議が行われまして、現在清算中となっております。この清算の過程の中で、現在関係機関と協議を行っているところ

でございます。

大野議員さんお尋ねの出資金の処理でございますけれども、大洲温泉株式会社の資本金は1,000万円でございます。これを大洲市が2分の1の500万円、そして残りの2分の1を個人の方お二人がそれぞれ250万円ずつ出資をいただいております。今後におきましても、関係機関との協議を重ねながら、また必要に応じて議会とも御相談を申し上げた上で、適正な清算処理を行ってまいりたいと考えておりますので、御理解をいただければと存じます。

以上、お答えいたします。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○清水久二博議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 私の方からは、介護保険の問題についてお答えをいたします。

当市におきましては、市町村合併以来、これまで一部の高齢者の方の急激な負担を緩和させるため、合併協議会での申し合わせのとおり、旧市町村区域ごとの保険料を不均一に賦課しております。この不均一賦課によりまして、同じ市内の住民の皆さんが異なる基準に基づく保険料を負担することとなり、これが長く続くことは適切でないため、合併時の協議によりまして、今回の介護保険料の改定により統一することになっております。このことによりまして、一部の高齢者の方の負担に対する緩和策としましては、従来から申し上げておりますとおり、介護保険制度自体が住民の皆さんの助け合いの精神で成り立っている制度でございまして、その住民の皆さんの負担の公平性を一番に考えるべきでございまして、市独自の負担軽減策は行わず、引き続き国の示した枠組みの中で対応を図ってまいりたいと考えております。

今回の保険料改定案におきましても、新たに創設されます低所得者階層の第2所得段階の負

担割合につきましては、第1段階の0.5と新第3段階の0.75の間で任意に設定できることとなっておりますが、当市におきましては従来からこの負担段階に該当する方の負担が重いこと、低所得者に対してできる限りの配慮をすることが必要であると考え、国の示した基準と同じ0.5としているところでございます。

また、この保険料額の引き上げにつきましては、段階的な引き上げができないのかとの大野議員さんのお尋ねについてでございますが、この点につきましては、3年間を通じて同一の保険料額とすることが原則でありまして、また合併協議会における申し合わせにおきましても、第3期介護保険料設定時において統一することが確認をされておりますので、それに従ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の同一のサービス水準を確保するための取り組みにつきましては、まず1つ目がケアプランのチェックでございます。

このケアプランとは、サービスを利用する上で担当のケアマネジャーが利用者の心身の状況等を踏まえ作成する利用計画のことで、介護保険を利用する際の基本となるものでございます。これがきちんとしたものでなければ、過剰なサービス、不必要なサービス等の提供がなされ、利用者の状態がさらに悪化するようなケースも出てくることとなるため、旧大洲市におきましては、このチェックを最重要視し、制度開始当初より取り組んでまいりました。合併後、未実施の旧大洲市以外の区域の利用者分につきましても、同様に取り組んでおるところでございます。

次に2つ目は、居宅介護支援事業者連絡会・サービス担当者会の開催でございます。

旧大洲市におきましては、制度開始当初より、保険者としてこれら介護保険関係事業所に対し指導、監督する立場にあり、適切な事業運営等がなされるよう各種会合を開催し、その質の確保、向上などを図るために支援を行ってま

いました。これらの取り組みにつきましても、未実施の大洲市以外における事業者につきましても、市町村合併前より前倒しの形で実施してまいりました。

次に3つ目は、介護相談員派遣事業がございました。

利用者は、世話になっているというお気持ちがありまして、介護事業者に直接苦情を申し立てることが極めて困難な状況にあることが多いという実態がございます。旧大洲市におきましては、このような利用者の声を吸い上げまして事業者につないでいくことを目的として、同事業を平成13年度より実施してまいりました。旧大洲市以外におきましては未実施のため、合併前より前倒しで準備を進め、合併後新たに相談員を委嘱し、活動していただいているところでございます。

また、今回の計画におきましては、一部サービス事業所が少ない地域もございますが、市全体での基盤整備に関しましては特に問題はないものと考えておりまして、圏域間に格差があるものに限り、最小限の整備を行うことといたしております。

また、従来の県指定の在宅サービス整備に関し制限はございませんが、法改正によりまして新たに創設された市指定の新規サービスのうち、今回整備を行わないものにつきましては、既存サービスで対応ができるものもございまして、また利用によりどのような効果があるかなど、不透明な部分が多いため、他市町村の状況を踏まえた上で、どの地域にどのようなサービスをどの程度整備するか、そういった必要があるかどうかにつきましては、次期計画以降におきまして、改めて検討をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○清水久二博議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 私の方からは、山鳥坂ダム建設の中止を求めることについてをお答えさせていただきます。

この河川整備計画の前段で議論をされた見直し案、再構築計画案におきまして、肱川流域の地形や流域の特性などを考えた上で、流域市町村の合意によりまして、この河道整備とダム案を選択したものでございます。この河川整備計画に位置づけられております河道整備と山鳥坂ダム建設並びに鹿野川ダム改造の3点セットが、肱川流域の課題解消となる最良の治水対策ではないかと、このように考えているところでございます。つまり、河道整備では上下流の治水のバランスを考慮する必要がありますので、早期に全川にわたって治水安全度を向上するためには、ダムによる洪水調節が必要なんだということで御理解をいただきたいと思うわけでございます。

それから、清流復活につきましても、正常流量の確保と、それから市長さんも言われましたが、ピーク立て発電の廃止及び貯留制限を実施することによりまして、河川水の利用の維持、動植物への保護、流水の清潔の保持に努められることとなっております。

あわせまして、既設ダムの貯水池の水質保全対策も実施をされると聞いておりますので、河川環境におきましても、この河川整備計画の推進が大変重要なものだと考えているところでございます。

なお、議員さん御指摘の山鳥坂ダムの建設によりまして、当肱川流域の環境に及ぼす影響につきましましては、現在、環境影響評価が順次進められておるところでございます。そのうち方法書に対しまして、大洲市長の意見では、旧肱川町などで議論となった経過や内容を反映した意見としております。

今後におきましても、流域住民の安全と自然環境に配慮されたものとなるように要請をして

まいりたいと考えておりますので、どうぞ御理解のほどお願い申し上げます次第であります。

以上、お答えといたします。

○山田一昭市民福祉部副部長 議長

○清水久二博議長 山田市民福祉部副部長

〔山田一昭市民福祉部副部長 登壇〕

○山田一昭市民福祉部副部長 私の方からは、国保税関連と清流肱川を守ることについてお答えをさせていただきます。

国民健康保険税事業につきましては、現在開会中の県議会の常任委員会におきましても、県内の国民健康保険事業の状況について取り上げられております。平成16年度決算において、20市町のうち14市町が赤字決算であると答弁されているところでございます。大洲市国保におきましても、平成16年度決算における実質単年度収支で約3,700万円の赤字決算となっております。平成17年度決算見込みにおきましては、さらに厳しい状況になるものと考えております。

議員さん御指摘のように、国保税滞納繰り越し並びに国保短期者証も年々増加しておりますが、医療保険事業の根幹であります保険税は医療費を賄うための財源であり、引き続き皆保険制度を維持するためには、所得等に応じた応分の負担をお願いしなければ、制度を維持することができないものでございます。市民の負担を大きくすることなく、国の負担率を引き上げるよう申し込みを行うべきではないかとのことでございますが、我が国の国民医療費は、現行制度のままで推移いたしますと、約20年後には56兆円規模まで膨らむものと言われ、大きな社会問題となっております。

国民健康保険を初めとする各医療保険財政は、大変厳しい状況となっております。こうした現状から、昨年12月に医療制度改革大綱が示され、今通常国会において医療保険制度改革関連法案が審議中であることは御案内のとおりでございます。これは、急速な少子・高齢化の進

展の中で、国民の安心の基盤でございます皆保険制度を維持し、将来にわたり持続可能なものとするため、医療費の伸びと国民の負担との均衡を確保するという基本的な考えのもとに見直しがなされたものであり、御理解をいただきたいと思っております。

なお、大洲市国保といたしましても、引き続き医療費に対する被保険者の負担が過大とならないよう保健センター等とも連携を強化し、健康づくり等に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年4月1日に設立されます愛媛地方税滞納整理機構への移管をどのように進めるかという趣旨の御質問でございますが、国保税の滞納額は滞納市税総額の約7割に当たり、滞納整理を進めていく中で大きな比重を占めております。このことから、平成18年度には市税全体で50件を上限といたしまして移管を予定しておりますが、その中に国保税の滞納案件が含まれるものと考えております。移管に際しましては、公平性を確保するため市内部に審査委員会を設置いたしまして、移管事案の選定基準を設けた上で審査を行うとともに、同機構の事前ヒアリングを受けてから移管したいと考えております。また、移管は分納誓約の不履行者や、再三にわたる催告に応じないなど、納付意思が認められない案件を対象とするように考えております。

なお、機構での滞納整理は、差し押さえ、公売、換価を前提に進められますが、滞納者には任意納付の意思確認の手段を講じられることになっております。さらに、整理の過程で把握した滞納者の財産、生活状況等から、徴収緩和制度を適用するのが適当と判断する事案につきましては、市や町に対してその旨が報告されるようになっております。

いずれにいたしましても、滞納者の任意納付意思の具体化、財産状況の把握等により国税徴収法を初めとする関係法令にのっとりまして、

滞納整理が進められることになっておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、清流肱川を守ることにについてでございますが、市民に憩いと潤いをもたらす河川の清流を取り戻すことは、重要な課題であると考えております。旧大洲市では、河川等の浄化等に関する重要事項を審議していただくため、大洲市区長会長会を初め市内の15団体の会長さんに審議委員を委嘱いたしまして、肱川清流保全基本方針の策定に参加していただきました。また、河川の浄化に理解があり、その任務に必要な熱意を持っておられる14名の方を河川美化協力員として各地区の区長会長より御推薦をいただき、河川パトロールや河川の浄化、河川環境の保全に関して提言をいただいております。レポートや意見交換会で御報告をいただきました事項につきまして、市で処理をしたり、あるいは関係機関への処理依頼などを行い、対応を行ってまいりました。合併後、肱川清流保全条例に基づく審議会、河川協力員につきましては、現在、選任基準を含め調整中ではありますが、市民、事業者、行政が一体となりまして、清流肱川の保全に取り組める環境を整備していきたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からは学校校務員の配置についてと学童保育の取り組みについてお答えを申し上げます。

まず、学校校務員の配置についてでございますが、現在の校務員の配置状況について現状を申し上げますと、旧大洲の学校につきましては、小・中学校21校のうち16校につきましては正職員を配置し、残り5校につきましては委託嘱託職員を配置しているところでございます。

また、長浜の小・中学校9校につきましては、2校に委託職員を配置し、7校につきましてはPTAが補助金で雇用し、配置をしているところでございます。また、肱川につきましては、小・中学校5校のうち中学校1校につきまして委託職員を配置しておりますが、小学校4校には配置できていない状況でございます。さらに河辺につきましては、小・中学校2校とも配置できていないという状況でございます。市全体といたしますと、議員さん御指摘のとおり、6校に配置できていない状況でございます。

平成18年度予算上では、この6校につきまして校務員を配置することといたしております。大野議員さん御指摘のとおり、現段階では変則的な雇用形態での予算編成といたしております。このことにつきましては、先ほど申しましたように、現在の長浜の雇用形態も変則的でございますので、今回の肱川、河辺への雇用形態も含め、市全体の見直しを図る必要から、当面の措置として配置するものでございまして、平成18年度中には人事異動も含めて市全体の見直しを図り、平成19年度からは統一した取り組みができるように実施したいと考えているところでございますので、御理解を賜りたいと存じます。

なお、学校に雇用をお願いいたしましたのは、できるだけ地元雇用が地元の人材の活用になるものとの判断からでございます。支所の教育課にも指示をいたしておりますので、地元の関係者と協議していただければ願っているところでございます。しかし、どうしても地元での雇用ができないということでありましたら、教育委員会での対応も考えておりますので、今後十分協議をしながら進めてまいりたいというように思っておりますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、学童保育の取り組みについてでございますが、学童保育につきましては、昨日の梶田議員さんの御質問にもお答えいたしましたよう

に、アンケート調査では164人の希望者がございました。その中でも希望の多かった校区につきまして申し上げますと、大洲小学校が29人、平小が25人、喜多小が17人、菅田小が14人、新谷小が11人、長浜小が15人というような結果となっているところでございます。教育委員会といたしましては、これら希望の多い校区につきましては、可能な限り学校施設を利用した学童保育の取り組みができるよう協力をしてまいりたいというように考えているところでございます。

平成18年度中には、学校とも十分協議をいたしまして、また社会福祉課とも連携を図りながら、余裕教室の確保や施設転用の手続、また指導員の確保や財源の確保など諸条件が整えば、実施に向けて検討を進めてまいりたいというように考えているところでございますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、お答えといたします。

○29番大野新策議員 議長

○清水久二博議長 大野新策議員

〔29番 大野新策議員 登壇〕

○29番大野新策議員 再質問をしたいと思いますが、5分ということですので、はしょって質問をしたいと思います。

まず第1に、介護保険の問題であります。

同一に負担をして、地域の皆さん方に介護保険料の引き上げを認めてもらいたいということでもありますけれども、私はやはり段階的に引き上げるべきだというふうに考えます。

介護保険の減免問題につきましては、厚生労働省が、自治体が行っている保険料の減免制度に対して、1. 保険料の全額免除、2. 収入のみに着目した一律の減免、3. 保険料減免分に対する一般財源の繰り入れ、これを不適切とするという3原則を示しているわけであります。この減免や段階的な引き上げができないという見解は、この3原則に基づいたものだとして理解をしておりますけれども、2002年3月19日に開か

れました参議院厚生労働委員会で、我が党の井上議員の質問に答えまして、当時の坂口厚生大臣は、自治体の中で3つの原則を乗り越えてやるという自治体も既に100を超えている、3つの原則を乗り越えてやるというのをはみ出しているからだめだ、やめろとは言えない、奨励はしないけれども自治体の主体性を尊重している、こう答弁をしています。そして、3原則というのは助言にすぎない、従うべき義務はないというのが厚生労働省の見解でありました。

担当課では、この見解をどのように受けとめられているのか、また私は積極的にこれを受けとめて、減免措置を講じてもらいたいというふうに思うわけであります。

ダムの問題について一言触れたいと思います。

山鳥坂ダムをつくっても、あと幾つもダムをつくらなければ下流の治水はできないというのが公式な国土交通省の見解であります。私は、市長が答弁されましたけれども、ダムをつくらんとほかの事業はしてもらえない、こういう考え方は今の時点では取り外してもらいたい。国が計画したものは、むだなものでもつくらんとほかのことをしてもらえんということでは、私は市民、また流域の皆さん方にとってもその責任は果たせない問題ではないかというふうに思うわけであります。

また、平成18年度、合併してよかったと実感できる施策はどうなんかなという質問をいたしましたけれども、河辺で出されたビラによりますと、河辺地域では次の選挙が大選挙区になるのではないかなというふうなことで、そうなれば地域の要求については大変取り残される心配があると、その中でも河辺支所の廃止、診療所の廃止、無償バスの廃止、中学校の統廃合、こういう問題が大変大きな問題として表面化するんじゃないかなというふうに心配されているわけがあります。合併しても安心して住み続けられる、そういう町と地域をつくっていくというのが、

合併のときの約束であります。そういう点で、地域の皆さん方の不安を拡大するような予算や事業であってはならないと思うわけであります。住民に心配はないのか、その点について説明、できるだけ明快な説明をしていただきたいと思います。

もう時間がありませんので、以上で終わります。ありがとうございました。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○清水久二博議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 大野議員さんの再質問に答弁をさせていただきます。

介護保険の関係でございますが、まず一つ、減免の問題がございました。保険料の減免についてでございますが、今議員さん申されましたように、単独減免を行っておりますのが全国771保険者の中で、いわゆる3原則――先ほど申されたものでございますが――遵守しておられる自治体が692保険者となっております。そこで、この保険料の減免を考える場合に、3原則の範囲で実施しますと、減免の対象者以外の方の保険料が高くなるわけでございます。そういったことで、負担の公平性を保つためにも、保険者といましてはやはり慎重に対応する必要があるのでないかと考えております。

また、3原則に反する方法といまして、先ほども申されましたように、例えば一般財源を繰り入れて実施する方法もあるわけですが、これにおきましても一部の被保険者の方のために市民の皆様からいただきました税金を投入するというようなことになりますので、これも考えてみました場合には、住民感情を考慮しますと、すべきではないのではないかなというふうに思っております。

したがいまして、保険者といましては、先ほども申し上げましたが、介護保険制度は住民の皆さんの助け合いの精神で成り立っている制度でございますので、今後も国の示した枠組

みの中で対応させていただいたらと思っております。

それからもう一つ、前段で申されました段階的引き上げをやはりやるべきではないかという御指摘でございますが、先ほども申し上げましたように、原則は3年間同一の保険料でやっていかなければならないということがございます。その例外として認められますのが、実際の給付費額が当初の見込みを大きく上回る場合など、財政運営上支障が生じると見込まれる場合、こういったことが段階的引き上げを特例として認められるというような国からの通達といえますか、そういうのがございますので、これに沿って考えておりますので、段階的引き上げにつきましては、基本的に認められないという判断をいたしておりますので、御理解をいただきたらと思っております。

以上、お答えいたします。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 私の方から、ダムの問題と今の河辺のいろんな問題にお触れになりましたこの2点について、ポイントを御答弁申し上げたいと思っております。

ダムにつきましては、言われたとおりでございまして、もろ手を挙げてという経過も知っとるだけに、つらいところも東京の方へ参りますとあるわけですが、しかしいろんな紆余曲折を経てこういう結論が出ました以上はそのことを、私も山鳥坂ダムだけで洪水が防げるものではないと、こういうことはもう何回となく聞いた経緯はございます。ございますけれども、いろんな国には国の事情、県には県の事情がございまして、そういう結論、流域全体でもございますが、大多数の皆さんの御賛同を得て結論が出た以上は、その方向で私としては推進をしていくということのスタンスだけ持ってやっていかなければ、軸足が狂いますと……。答弁しよ

るときはよく聞いてください。そういうことで真剣に取り組んでおるわけでございますので、どうぞひとつその点は御理解いただきたいと思う次第でございます。

それから、河辺のことについて、切り捨てになるんじゃないかという御懸念を議員さんから再三されたわけでございますが、私は診療所についても学校の問題についても切り捨てをするつもりは、少なくとも今のところは持っておりません。できるだけ存続をして、道路あたりの問題もやや説明不足の感が今まであったように思います。そういうことで、今回の人事異動等には十分そこら辺の配慮もして、やっぱり流域が一体になって、共通認識の上でこういう大プロジェクトについては取り組んでいくというスタイルにしていきたいというふうに考えておるものでございまして、例のイチゴや、農作業の委託をされとりますあれやございますけれども、あの辺も合併後も引き継いでおります、あそこの会計にとっては大変な出費だろうと思いますが、1,000万円の出費もそのまま継続をして、今回も計上しとるわけでございまして、校務員の問題も学校にないという話を再三聞いておりましたので、実態も把握して、先ほど詳しく御答弁いたしました、ということで、やることはやっておるつもりでございまして、決して4つの旧自治体の安易な切り捨て等については考えておりませんので、どうぞ最低限のことはやっております。長浜の青島等の問題もあるわけですが、人間が住むようにだけは市長しとけよということを、前に船で渡りましたら言われました。まさにそういうことでございまして、最低限のことはやらせていただきますが、なかなか厳しい背景の中でやっていけないけんという、また一方の悩みもひとつ御理解いただきまして、一生懸命頑張っておりますので、どうぞ御寛容な御判断をいただきたいと、このように思う次第でございます。

以上、御答弁申し上げます。

~~~~~

○清水久二博議長　しばらく休憩いたします。

午後3時06分　休　憩

~~~~~

午後3時20分　再　開

○清水久二博議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○清水久二博議長　次に、二宮淳議員の発言を許します。

○9番二宮淳議員　議長

○清水久二博議長　二宮淳議員

〔9番　二宮淳議員　登壇〕

○9番二宮淳議員　超党派の二宮淳でございます。きょう最後の質問者となるようでして、皆さんお疲れだと思いますので、なるべく簡潔に質問してまいりますので、最後までよろしくお願い申し上げます。

いよいよ平成18年度を迎えるに当たり、大森市長の並々ならぬ行財政改革の意気込みを感じる当初予算となっているようでございます。行政改革大綱も出していただき、今後大森カラーを出していただく新しい年度となるわけですが、その中の集中改革プランで、平成17年度から平成21年度までのいろいろの項目の見直し等、いい改革が上げられておりますが、一つ気になることがございます。それは、検討、検討という言葉が随所に見られることでございます。検討とは、詳しく調べて良否を判断することです。いつまでも「検討中であります」ではなく、それぞれの案件ごとに早く結論を出して、改革の波に乗せていただくよう切望してやみません。改革は待たないでございませう。また、内容におきまして、いま一つはつきりしないところもございませうので、そこら辺も含めまして質問に入らせていただきます。

まず、元気な高齢者が集うまちづくりについてでございますが、大洲市におきまして少子・高齢化が進んでおります。そして、我が国

の高度成長時代を支えた団塊の世代が定年退職を迎え、多くの有能な人材が職場の制約から解放され、地域や家庭に戻られております。このような団塊の世代が、在職中に培った能力や知識、市職員であれば行政経験を生かしながら、積極的に町内会やNPOなどの活動に加わることは、市民協働のパートナーとして大きな役割を担うことであり、今後个性的で元気なまちづくりが一層進展する可能性を有していると思われます。こうした人々が、生きがいを持って地域社会で活躍できる機会をふやしていくことが肝要であると考えております。高齢の皆さんの力、すなわち老人パワーを引き出せる場所、機会の提供が必要であると考えます。

東京の巣鴨に、おじいちゃん、おばあちゃん、原宿通りと呼ばれる場所があります。そこでは、意欲に満ちた高齢者があふれ、大変活気のある町となっているようでございます。市民活動促進のための環境づくりや、新たな自己実現の場の創出などが必要になってくると考えます。そういうことで、地域に支援の手があるのは大きいと思いますが、そこでお伺いいたします。

育児ファミリーサポートセンターや介護ファミリーサポートセンターというものを立ち上げる用意があるのかということでございますけれども、高齢者が子育てを支援することで、その人生経験を生かせるよい機会として、育児ファミリーサポートセンターというものがありますけれども、その内容として、保育施設での保育が始まるまで、あるいは終わってから子供を預かる、保育施設までの送迎を行う、学校の放課後または学童保育終了後子供を預かる、保護者の短時間、臨時的な仕事の場合に子供を預かる、保護者の病気や急用などの場合に子供を預かる、冠婚葬祭やほかの子供の学校行事の際に子供を預かる、買い物など外出の際に子供を預かることなどの手助けをしていただくこと。

また、介護ファミリーサポートセンターとい

うものは、高齢者等の食事の準備や後片づけを行ったり、部屋の掃除や衣類の洗濯、また通院や買い物に付き添うこと、遠くに住んでいる人にかわって独居老人の安否確認を行うことなどに従事していただくというようなことでございます。

また、シルバー人材センターもありますけれども、一体当市においてはどのような種類があり、また利用できるのか、市民に周知徹底しないように思われますけれども、どのような状況かをお知らせ願います。

NPOにおいても、当市はその数、種類を把握されているかをお教え願います。

また、御自身が元気な高齢者になってもらうため、スポーツは非常に重要になってくると思います。

そこでお伺いいたします。当市のスポーツ施設利用は有料になってはいますが、ほかの利用者がいないときに、65歳以上は無料で使用していただく等々一考に値すると思いますけれどもいかがでしょうか。

このように、いろいろなことが考えられますけれども、大洲市でも何か対策を実施し、事業展開を考えるべきであり、人々の知識や経験、技能を大いに生かしていただき、働く喜びや社会参加の輪を広げ、生きがいを創出することで、病気や寝たきりにならない社会づくりに通じると思いますので、真剣にお考えいただきますようお願い申し上げます。

続きまして、生活習慣病の予防についてでございます。

地方の財政は、三位一体の改革、また超少子・高齢化などでますます厳しいものとなっておりますけれども、その改善策として、特に保健、福祉、介護などにかかわる経費の削減を押し進めなくてはならないと思われます。そのためには、健康寿命の延長ということで、今後の健康医療領域での予防の重要性を高めていかなくてははいけません。

国の医療制度構造改革でも、医療費の伸びを抑制する政策の柱として、生活習慣病の予防の徹底が必要であると述べられております。予防に重点を置くことで、将来の要介護者の減少、また病気の治療費抑制ということで、国保会計の20%ぐらいは減らすことができるであろうというふうに言われております。特に、医科においては糖尿病の早期発見、早期治療、歯科においては歯周病の早期発見、早期治療の必要があります。そのためにも、節目健診の充実等、住民にその必要性を周知徹底させる必要があります。しかし現状は、節目健診にしても人数の制限があり、完全な市民全員の予防対策とはなっておりません。場合によっては、各医療機関に行ってもらい、診査、治療も必要かと思われます。これらのことで、初期における財政支出はふえるかも知れませんが、中・長期的に見ると、その負担は減っていくことが予想されます。

そこで、市民全員を対象としたその予防対策としての妙案はないのか、その他今後大洲市としての取り組み方をお伺いいたします。

次に、長浜地区小学校の給食についてでございますけれども、このことにつきましては、ちょうど1年前の3月定例会の一般質問でもお伺いしておりますが、そのときの御答弁は、今後事業効果や効率などを含め、大洲市における給食センター整備及び配食計画を検討した上で実施してまいりたいと考えております、とのことでした。果たして、そのような具体的なことは進んでいるのでしょうか。

昨年12月定例会においてもこの質問は出ておりましたが、そのときの回答は、平成18年度予算には組み込まれていないとのことでした。実際組み込まれておりません。一体、真剣にこの問題についてお考えでしょうか。いつまでも長浜地区の小学校に給食がないという事態を等閑に付すべきではないと考えます。市民平等の原則からしても、また食育基本法の観点から

も、この事態がいつまでも続くことは許されるはずがありません。具体的に進める上で考えなくてはならないことに、学校の統廃合の問題もあると思います。長浜地区は10人以下の小規模校がありますが、そこまで給食配膳設備を整えることは財政面においても無理があると考えます。

そこで、小学校の統廃合問題も出てくるわけでございます。学校の統廃合に当たっては、学校規模、少人数化と教育効果との関連や、財政面を含む学校運営上の効率性、さらには地域住民や保護者の意向など、さまざまな視点から総合的に検討した上で決定すべきものとは思いますが、今後大洲市としてどのようなお考えがあるのかお聞かせいただけたら幸いに存じます。

次に、児童虐待についてでございますが、最近の子供たちを取り巻く環境は、ますます悪くなる一方でございます。社会不安がどんどん増していき、親自身のストレスはけ口として、また核家族化、地域の連帯感の欠如など、社会的問題などさまざまな理由により、子供が被害に遭うケースがふえております。

児童虐待の相談件数や医療機関からの通報がこの10年間で10倍以上になっております。そこで、児童虐待の防止等に関する法律が定められてはおりますが、その目的は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見、その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進することを目的とする、とあります。

児童虐待の問題は、児童相談所や市町村だけでなく、医師会、歯科医師会、警察等、各種団体が連携してネットワークを構築する必要があ



ります。そして、地域全体の問題として取り組むことが重要であります。子供たちの健やかな成長に対し、私たち大人は責任があります。子供たちの笑顔を守るためにも、虐待の撲滅に全力で取り組みたいと思いますが、そこでお伺いします。

この大洲市において、児童虐待のケースはどれくらいあるのか、またその対策として各種団体とのネットワークづくり、その他独自の対策があるのかをお伺いいたします。

続きまして、電子入札システムの導入についてでございますが、これは先ほど梅木議員さんの方で同様の質問、また御回答もありまして、重複しておりますので、これは割愛いたします。

次に、危険廃屋についてでございます。

地方はますます高齢化が進み、跡継ぎは都会に行ったまま帰ってこないということをよく耳にします。そこで、地方は廃屋が目立つようになり、地主の管理が行き届いていない壊れかけた家が多数見受けられるようでございます。これは、もし子供たちが入って倒壊でもしたら大変危険なことでもあるし、景観もよろしくありません。観光にウエートを置く大洲市としては、そのような箇所の行政指導をしたり、取り壊すお手伝いをするようなお考えはないのか、ほかの妙案はないのか。なお、以上のような危険家屋の調査はできているのかお尋ねいたします。

最後になりましたけれども、この3月をもちまして退職をされる部長さんを初めとされる市職員の皆様には、長年にわたりまして市行政に御尽力を賜りましたことに、改めまして感謝とお礼を申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 それでは、二宮議員さんの御

質問にお答えをしたいと思います。

まず、冒頭言われましたように、とにかく政治家の「検討する」は「やらない」ということにイコールとみなされることが多うございまして、私自身も長らくの議会活動の中ではそういうことを常々思っただけであるわけですが、私はできるだけそうならないように心がけとるつもりではございますが、1点だけ私の方から御答弁申し上げたいと思います。

給食センターと学校の統廃合の問題の絡みでございます。

これは、きのうから何回となく御答弁申し上げておりますように、図書館の次には給食センターの目鼻を今期中にはぜひつけて、でき得れば、次のことはわかりませんけれども――これはみんな同じですが――目鼻をつけて、次の順番としては給食センターをといることを考えておるところでございます、具体的に。

統廃合の問題は子供さんがもうどんどん減っておるわけございまして、これはもう全市的な問題、長浜だけじゃございせん、河辺だけじゃございせん、大洲でももう入学児童がなくなるというのは、現実的に統計的にあるわけございしますので、そういうことも余りその足並みをそろえるのを待ちよりましたら、給食センターをやることには、これいつまでたってもならんことが起きてもいいけません。これは、保護者とか地域の同意を得るということが、やっぱり統廃合の問題はあろうと思いますんで、そんなことの絡みもよく見渡しまして、給食センター、子供さんに健康的にみんなと同じようなものを食べて育ってもらって、そして大洲市を担い、将来の日本を担ってもらおうという大事な使命があるわけございしますので、そういう観点でこれは取り組んで、検討するという通り一遍の御答弁でなしに、前向きにやっていきたいというふうに思っておりますので、この点だけは私の方から御答弁させていただきたいと思っております。

その他につきましては、また皆が準備してくれとるようでございますので、答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○上村孝廣市民福祉部長 議長

○清水久二博議長 上村市民福祉部長

〔上村孝廣市民福祉部長 登壇〕

○上村孝廣市民福祉部長 私の方からは、ファミリーサポートセンターの立ち上げについて、シルバー人材センターの周知、NPO、生活習慣病の予防及び児童虐待についてお答えをいたします。

それではまず、ファミリーサポートセンターの立ち上げについてでございますが、現在県下でファミリーサポートセンターを立ち上げておりますのは、松山市、今治市、新居浜市の3カ所でございます。その中で、育児につきましては3カ所とも行っておりますが、介護につきましては松山市のみが実施をしております。

大洲市におきましては、現在ミニシルバー人材派遣事業により、介護ファミリーサポートセンターの業務であります家事、洗濯なども行っております。このように、大洲市におけますシルバー人材派遣事業は、松山等で行われておりますファミリーサポート事業と事業内容が重複している場合もございますので、同内容のサービスを行い得る舞台を備えているものと考えております。

二宮議員さん御質問のファミリーサポートセンターの立ち上げにつきましては、事務所の設置やスタッフの確保の問題、さらには各関係機関との連携が必要となり、それらに対しましては相当の費用や時間が必要であると考えますので、今後の状況、必要性に応じて慎重に検討してまいりたいと考えております。したがって、現段階では既存のミニシルバー人材センターの登録者の多様化を行い、利用者の拡大を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、シルバー人材センターの周知徹底につ

いてでございますが、大洲市ミニシルバー人材センターにおけます平成18年1月末現在の会員数は、男性107名、女性52名、合計159名でございまして、受注件数は757件となっております。

議員さん御質問の主な業務内容といたしましては、庭木の剪定、草刈り、草引き、屋内外の清掃及び運転業務でございますが、そのほかには駐車場整理、家事、洗濯などもございます。

また、市民への周知につきましては、平成17年度では広報への掲載を6月号で行いまして、大洲市ホームページへの掲載も同じ6月より開始をいたしております。さらに、去年の7月から10月にかけて開催されました市内23地区での市政懇談会におきましても、啓発用のチラシを作成いたしまして、会員の登録と利用の周知をさせていただいたところでございます。また、従来より市民便利帳へも掲載しておりまして、市民の皆様への周知と啓発につきましては、さまざまな機会を通じまして実施しているものと考えております。

今後におきましても、先ほど申し上げました啓発活動を含め、老人会など関係機関を通じまして、市民の皆様へのより一層の周知に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをいたします。

次に、NPOの数、種類についてでございますが、現在大洲市に事務所を置いて活動されておりますNPO法人につきましては、3法人ございまして、高齢者や障害者に対する支援活動や子供の健全育成、地域福祉の向上などをその目的として設立されておまして、さらに1法人が設立申請中と把握をいたしております。

次に、生活習慣病の予防についてでございますが、大洲市におきましては、新市建設計画にございます「すべての住民が生きがいを持って安心して暮らせる保健・医療・福祉が充実した安心きらめくまちづくり」を実現するために、具体的、実践的な市民健康づくり計画「あなた

が城主！健康おおず」を策定いたしております。この計画につきましては、合併に伴い新大洲市の計画として見直しまして、昨年12月にダイジェスト版を作成し、全世帯に配布をいたしたところでございます。

今後の取り組みといたしましては、健康日本21大洲市版の基本目標でございます生活習慣病の発症に深くかかわる栄養、食生活と全身の健康に影響する歯から、国民の6人に1人は予備軍と言われます糖尿病まで10項目を基本とし、それぞれの項目の評価を行いながら取り組みたいと考えております。その中の歯科健診に關します節目検診といたしましては、平成16年度から、健康まつり市民のつどいにおいて実施をいたしております。昨年度は、節目対象者3,000人に個人通知を行いました、受診者は68人でございました。今年度は、市民のつどい参加者全員を対象に実施いたしましたが、来場者1,400人のうち受診者は59人でございました。また、基本健康診査の結果返しの機会に、歯科衛生士による歯科の健康相談を行っております。

予防対策につきましては、スタッフの確保や財政上の制約もございますので、現体制を維持しつつ周知や募集方法を検討し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。さらに、平成18年度から開始されます介護保険の地域支援事業により口腔ケアが追加になりますので、歯周疾患予防に重点的に取り組んでまいります。

生活習慣病を予防するためには、市民の主体的な健康づくりへの取り組みが重要でございますので、かつ生涯を通じた継続的な健康管理が必要でございますので、市民の皆様が一体となって健康づくり運動を展開できますよう、関係機関、団体、市民の皆様の御協力をお願いいたしたいと存じます。

次に、児童虐待についてでございますが、児童虐待につきましては、これまで福祉事務所に

家庭児童相談室を設置いたしまして、相談に応じるとともに、保健センターによる乳幼児健診を活用するなど、児童虐待の早期発見、早期対応等に取り組んでおります。また、困難な案件につきましては、関係機関、団体による事例検討会を開催し、情報の共有、考え方を統一して対応をしているところでございます。

まず、御質問の当市における児童虐待の相談件数でございますが、平成14年度が4件、15年度が6件、16年度が10件、17年度は現時点で8件の相談がございまして、増加傾向となっております。

また、相談内容につきましては、身体的虐待が4件、ネグレクト、いわゆる養育放棄が3件、心理的虐待が1件となっております。

このような中で、当市におきましては、平成18年度に愛媛県中央児童相談所や保健センター、学校、医療機関、警察署、民生児童委員協議会など関係機関や関係団体、児童の福祉に関連する職務に従事する者等で構成する大洲市要保護児童対策地域協議会を設置する計画でございます。

今後におきましては、当地域協議会を有効に活用するとともに、現在行っております事例検討会を引き続き開催し、虐待の未然防止、早期発見を初め要保護児童にかかわる相談、援助に積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、お答えいたします。

○三保禮三建設農林部長 議長

○清水久二博議長 三保建設農林部長

〔三保禮三建設農林部長 登壇〕

○三保禮三建設農林部長 それでは、私の方からは危険廃屋についてお答えをいたします。

個人の老朽化しました危険家屋につきましては、所有者が自己責任において管理、撤去するというのが大原則であります、建築基準法の規定によりますと、著しく保安上危険であり、または著しく衛生上有害であると認める場

合については、特定行政庁が――大洲市の場合  
は愛媛県になりますけども――その建物の除却  
とか移転、使用制限など、保安上または安全上  
必要な措置を命じることができる、こういうこ  
とになっております。

しかしながら、廃屋とはいっても個人の  
財産は個人の財産でございますから、これに行政  
が関与するには多くの制約がございます。それ  
に、著しい危険家屋、著しい衛生上有害な家  
屋、そういうことの判断、それから周辺に与え  
る影響ですとか、それから財産権など、総合的  
な検討が必要となってまいりますので、そして  
その結果について、その持ち主である所有者が  
了承してもらわなければいけないという必要が  
ございます。

そこで、危険家屋等の調査についての御質問  
がございましたが、先ほども言いましたよう  
に、著しく保安上危険、著しく衛生上有害であ  
るという明確な定義のない中で、また場所です  
とか状態により危険性の有無が変化してまいり  
ます。そういう個人の財産を危険、有害な家屋  
として判別するというのは非常に難しい。そう  
いう状態でございますので、大洲市といたしま  
しては現在実施してはおりません。

なお、本市におきましては、こういうような  
危険家屋等の問い合わせとか通報がございま  
した場合には、まず現地調査をいたしまして、実  
態をよく把握するとともに愛媛県さんと協議を  
し、どういう指導をしたらいいか、そういうこ  
とを決めることにいたしております。

それから、取り壊しのお手伝いということに  
ついてでございますが、先ほども言いましたよう  
に、個人所有のものにつきましては、自己責  
任において撤去をしてもらうというのが大原則  
でございますので、今のところ補助などの支援  
策は考えておらない、このように御理解をいた  
だきたいと存じます。申しわけございません。

以上、お答えといたします。

○叶本正教育長 議長

○清水久二博議長 叶本教育長

〔叶本正教育長 登壇〕

○叶本正教育長 それでは、私の方からは長浜  
地区小学校の給食及び統廃合問題について、た  
だいまの市長の答弁にもありましたように、図  
書館の次には給食センターということで、任期  
中に目鼻をつけたいということでございます。

長浜地区小学校の給食の実施につきまして  
は、私も十分必要性を認識し、早急にと考えて  
おりますが、具体的に実施ということになりま  
すと、今後の大洲給食センターの整備計画の中  
で、小学校全体の給食の実施を進めてまいりた  
いと考えております。

大洲給食センターの改築につきましては、新  
市建設計画の中で主要事業として位置づけてお  
りますので、平成18年、19年度において、今後  
の効率的で効果的な実施方法につきまして、調  
査と配食計画を検討してまいりたいと考えてお  
ります。また、給食の実施には、小学校の統廃  
合の問題も関係をしてきますので、市全体を考  
慮した取り組みが必要であり、慎重に検討する  
必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、そういった具体的  
な配食計画等ができましたら、財政状況などを  
考慮しながら、実施計画、実施設計等に取り組  
んでまいりたいと考えておりますので、御理解  
を賜りたいと思います。

また、小学校の統廃合問題につきましては、  
長浜地区小学校の給食の実施を進めるに当たっ  
ては、議員さんの御指摘のとおり、小学校の統  
廃合問題も踏まえて取り組む必要がございま  
す。少子化に伴い、年々児童数が減少する中に  
あって、この統廃合の問題は長浜地区のみなら  
ず、全市的な問題であると認識しております。  
現在市内には児童数が30人に満たない小学校が  
12校、このうち10人に満たない学校が2校ござ  
いますが、これらの小規模校につきましては、  
教育効果や学校経営の効率化といった点を十分  
検証する必要があると考えております。

また、この統廃合問題とあわせまして、施設の老朽化と耐震性等にかかわる校舎の改修計画も重要な問題でございますので、教育委員会といたしましては、平成18年度から19年度にかけて、長期的かつ全市的視野に立って市民の御意見を伺いながら、学校の統廃合計画並びに改修計画を策定したいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、お答えとさせていただきます。

○尾崎公男教育部長 議長

○清水久二博議長 尾崎教育部長

〔尾崎公男教育部長 登壇〕

○尾崎公男教育部長 それでは、私の方からはスポーツ施設の65歳以上の無料化についてお答えをいたします。

現在、市の方で管理しております社会体育施設につきましては19施設、また小・中学校の屋内、屋外運動場につきましては66施設、さらに八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の運動公園を管理しているところでございます。

合併時に旧市町村間の格差をなくすため、市の体育施設と小・中学校の体育施設で有料の施設につきましては、統一した減免規定を設け、運用を行っているところでございます。また、学校の屋内運動場の照明料につきましては、合併時に市内を統一いたしまして、有料の取り扱いとしたところでございます。

議員御質問の65歳以上の無料化につきましては、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合の運動公園のテニスコートに限り、組合構成市町の65歳以上の方を対象といたしまして減免規定を設け、無料とするよう特別の配慮をしているところでございます。

しかしながら、市内全域のスポーツ施設で65歳以上の方を無料とすることにつきましては、施設の維持管理に多額の経費を必要といたしますし、また当市の財政状況等を考慮いたしますと、現在のところは利用料金の無料化は難

しいというように考えております。

今後におきましても、スポーツ施設につきましては、幅広く市民の皆様に御利用していただけるよう適切に維持管理してまいりたいと考えておりますので、そのように御理解を賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○9番二宮淳議員 議長

○清水久二博議長 二宮淳議員

〔9番 二宮淳議員 登壇〕

○9番二宮淳議員 2点について再質問させていただきたいと思います。

まず、給食問題に関してでございますけれども、市長さん、自分の任期中に目鼻を立て、次に先送りされるというふうにおっしゃられたけれども、3年後、それはどうなるかももちろんわかりませんけれども、できるならばこの任期内に実施するというふうに、目鼻立てだけじゃなくてももう全体つくっていただけるようにしていただければありがたいというふうに思いますので、できる限りよろしくお願いいたします。

それと、ファミリーサポートセンターの中で、ちょっとお伺いしていたんですけれども、独居老人の監視システムということでございますけれども、都会においても非常に独居老人が孤独死をされたとか、そういうふうな事例をよく聞くんですけれども、今後この地方においてもそういう独居老人が非常にふえてまいります。

そこで、市民協働、大森市長さんがよく言われておりますけれども、例えばNPOなり、ボランティアでも何でもいいんですけれども、そういう人たちにお願いして、そういう独居老人の人の監視システムというか、一日1回どうぞえみみたいな感じで言われるようなシステムづくりは非常に必要なことではないかと私は考えております。できましたら、そういう体制づくりをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○大森隆雄市長 議長

○清水久二博議長 大森市長

〔大森隆雄市長 登壇〕

○大森隆雄市長 今の二宮議員さんの再質問にお答えをしたらと思います。

御要望だというふうに受けとめておるわけですが、言われますように、できるだけ給食センターもそういうことにしていきたいと思っています。

それから、独居老人の今の監視制度といいますか、監視というのは言葉が悪いかもしれませんが、そういうことで気をつけようということだろうと思います。

私の近所でも、3日ほどたって亡くなっとったのを発見したという事例がもうすぐ近くにあるわけでございまして、もともとの方でなかったものですから、やっぱり元気なときは自転車で走られとったんですが、それがおられないという、新聞が3日もたまっとったということで、だれも気がつかないと。親戚の方が電話をして初めてわかったと。ガラスを割って入ってみたら、頭から、何かそういう御病気だったんだろうと思いますが、血が出ておって、もう日にちがたっておったという事例があって、身近のことで人ごとではないという気持ちを持っておりますんで、そんなことを身近にお互いにあるわけでございまして、言われておりますような御趣旨のもとに、このことも大事なことだと思いますんで、検討を、前向きの、言いっ放しじゃなしにさすようにいたしますんで、そういうことで2点、御答弁は要らんかと思いますが、気持ちの一端を述べさせていただきまして締めさせていただきます。ありがとうございます。

○清水久二博議長 以上で本日の質疑、質問を終わります。

これをもって本日の日程を終了いたしました。

あす3月15日午前10時から本会議を開きます。

日程は、本日に引き続き第1号議案から第62号議案までの議案62件に対する質疑と市政全般に対する質問であります。

~~~~~

○清水久二博議長 本日はこれにて散会いたします。

午後3時59分 散 会

~~~~~

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

大洲市議会議長

大洲市議会議員

大洲市議会議員